

軽油引取税

特別徴収義務者の皆様へ

(令和8年4月改正)

- ①軽油引取税の概要
- ②申告書・報告書の書き方
- ③Q&A



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

東京都主税局

平素より軽油引取税をはじめ、都税にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本冊子は、軽油引取税の特別徴収義務者の皆様が、毎月の申告・報告又は各種申請・届出を行う際、間違えやすい点や判断に迷うと思われる点についてまとめたものです。

申告書等を作成される際は、本冊子を参考にして、誤りのないようお願いいたします。

また、本冊子を見ても分からない点につきましては、管轄の都税事務所又は支庁(以下「都税事務所等」といいます。)にお問い合わせください。

なお、本文中特にことわりのない限り、

法：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

施行令：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

条例：東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号）

条例施行規則：東京都都税条例施行規則（昭和 25 年東京都規則第 126 号）を表します。

【用語説明】

本冊子で使用している主な用語について説明します。

- ◎元 売 業 者… 軽油の製造、輸入又は販売することを業とする方で、総務大臣に指定された方
- ◎特 約 業 者… 元売業者との販売契約に基づいて軽油の供給を継続的に受け販売する方で、都道府県知事の指定を受けている方
- ◎販売業者(石油製品販売業者)…石油製品の販売業者のうち、元売・特約業者以外の方
- ◎需 要 家… 軽油の販売を行わず、自己で軽油を消費する方
- ◎特別徴収義務者… 軽油を引き取った方から代金と合わせて軽油引取税を徴収し、都道府県に納める方で、原則として、元売業者・特約業者の方
- ◎申 告 納 入… 特別徴収義務者が、徴収すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納入すること
- ◎申 告 納 付… 納税者が、納付すべき軽油引取税の課税標準量及び税額を申告し、申告した税金を納付すること
- ◎商 流… 軽油の受発注等の取引関係の流れのこと
- ◎物 流… 軽油の物理的な移動の流れのこと
- ◎持 届 け… タンクローリー等により油槽所からSS等へ軽油を納入すること
- ◎庫 取 り… タンクローリー等により油槽所へ軽油を引取りに行くこと

目次



第1章 軽油引取税の概要

1	軽油引取税とは	1
2	持届けを行った場合の納入地について	2
3	庫取りを行った場合の納入地について	3
	☆ 参考 納入地の例	5
4	既に軽油引取税を課された軽油(課税済軽油)の申告について	7
5	免税軽油を引き渡した場合の申告について	8
6	欠減量・税額の端数処理について	9
7	軽油を自己消費した場合の申告について	9
8	在庫差量の申告・報告について	9
9	売掛金が納期限までに回収できない場合の申請について	10
10	届出について	10



第2章 申告書・報告書等の書き方

※	申告・報告等に使用する主な様式のご案内	12
1	元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式	13
	☆ 参考 特約業者が提出すべき納入申告書及び報告書様式の確認	14
2	申告書・報告書の作成方法	15
3	取引事例別 申告書・報告書の記載内容	18
4	申告書・報告書の記入例	23
5	その他様式の記入例	33



第3章 Q&A

問1	閉鎖したSSに残った軽油について、申告は必要ですか?	44
問2	給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告はどのようにするのですか?	45
問3	特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び接岸させて給油を行った場合のそれぞれの納入地(申告先)はどこですか?	46
問4	軽油を輸出した場合、課税免除は受けられますか?	47
問5	販売先が破産して売掛金が回収できなくなりましたが、どうしたらよいのですか?	48
問6	SSを新設または閉鎖した場合、どのような手続きが必要になりますか?	50
問7	申告書を郵送した場合、申告日の取扱いはどうなりますか?	50
問8	期限後に申告納入等を行った場合、どのような取扱いとなるのですか?	51
問9	特別徴収交付金とはどのようなものですか?	54
問10	事業者コード・事業所コードとはどのようなものですか?	54
問11	不正軽油を取り扱った場合等の罰則には、どのようなものがあるのですか?	55

	軽油引取税の業務を行う都税事務所等のご案内	57
--	-----------------------	----

第1章 軽油引取税の概要

1 軽油引取税とは

軽油引取税は、税金を道路の新設や維持管理等の費用に充てることを目的とする「目的税」として昭和31年に創設されましたが、平成21年度からは税金の用途を限定しない「普通税」に変更されました。

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除きます)で、その引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課税され、引取りを行う方が納税義務者になります。

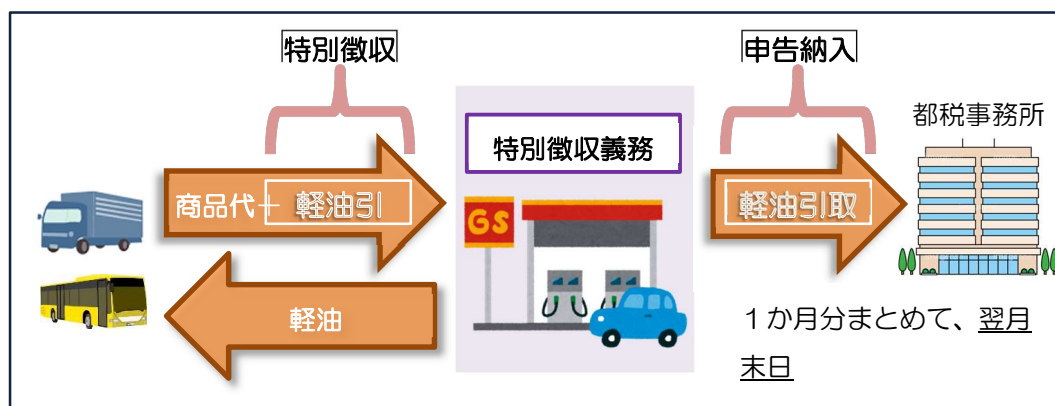
特別徴収義務者として指定された元売業者又は特約業者が、納税義務者である軽油の引取りを行う方から軽油引取税を徴収し、1か月分をまとめて翌月末日までに、軽油の納入地所在の都道府県に「軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)」によって申告をして納めます(特別徴収)。納入地の考え方及び参考例については[P2～6](#)をご確認ください。

税率は、令和8年4月1日から、1キロリットルにつき15,000円です。

また、毎月末日までに前月の初日から末日までに行った軽油の引取り、引渡し、納入、消費、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の事項を「軽油の受払い等の数量報告書(第16号の41様式)」等によって報告する必要があります。提出する様式及び提出先については、[P13](#)をご確認ください。

なお、令和6年10月からeLTAXを用いた電子申告・電子納税が可能となりました。詳細はeLTAXホームページ([外部サイトへリンク](#))をご確認ください。

【特別徴収制度イメージ図】



※期限日が休日にあたる場合、その翌日が期限日となります。

郵便、信書便による提出の場合、通信日付印の日付が申告日となります。(P50参照)

特別徴収義務者として登録した都道府県においては、納入すべき軽油引取税額がない場合でも納入申告書の提出は必要です。

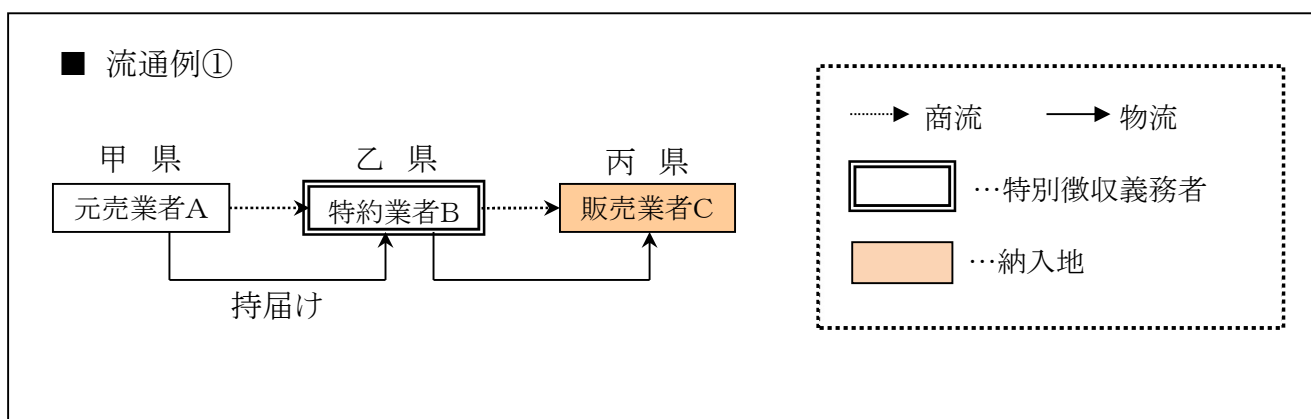
2 持届けを行った場合の納入地について

軽油引取税が課税される軽油の引取りについては、その軽油の納入地所在の都道府県に申告納入することになっています。

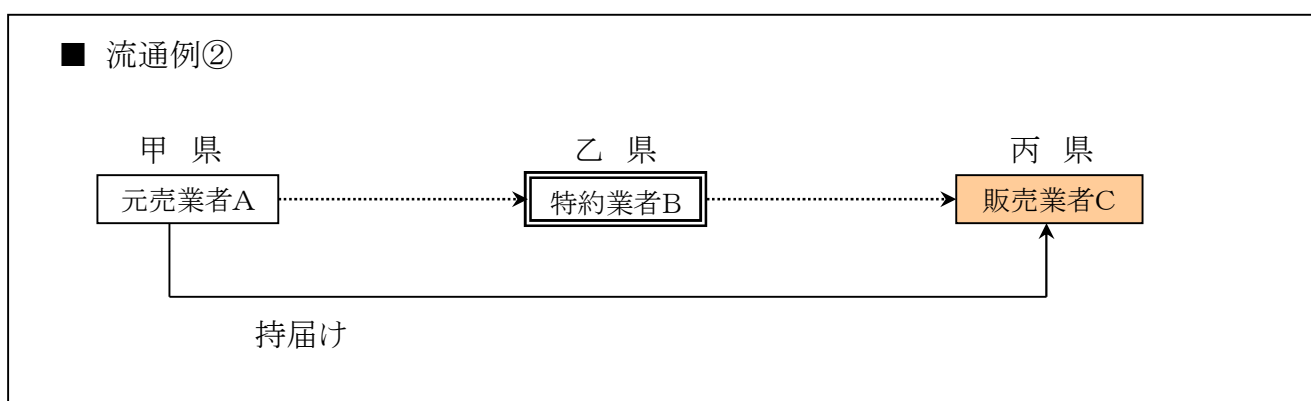
この場合の納入地とは、軽油を現に所有する者が交代した際の場所をいいます。

元売業者の持届けにより特約業者が石油製品販売業者に軽油を販売した場合は、当該石油製品販売業者の事業所(SS等)の所在地が納入地となります。

▶▶▶ 根拠規定…法第144条の2第1項、第2項



特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。



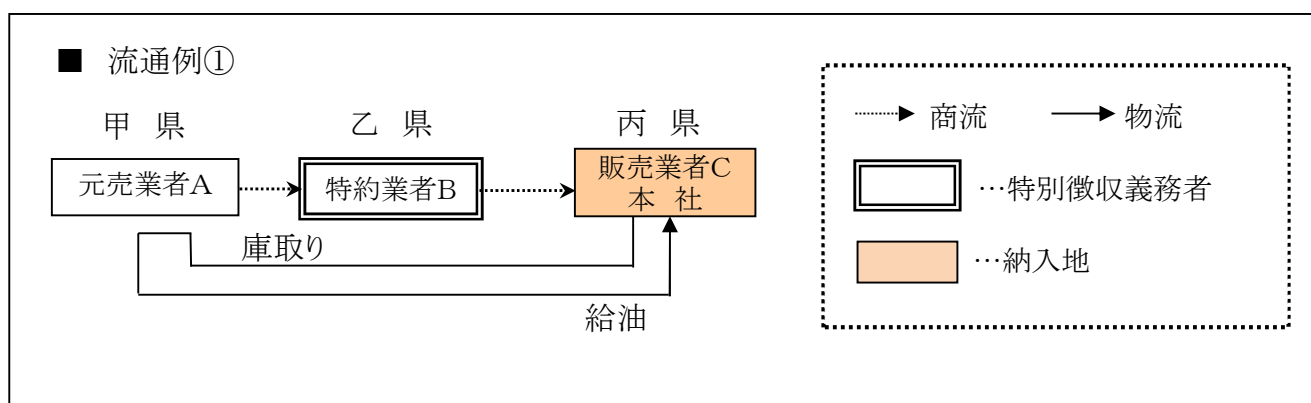
特別徴収義務者(特約業者B)は、軽油の「現実の納入地」である丙県へ申告納入することになります。

3 庫取りを行った場合の納入地について

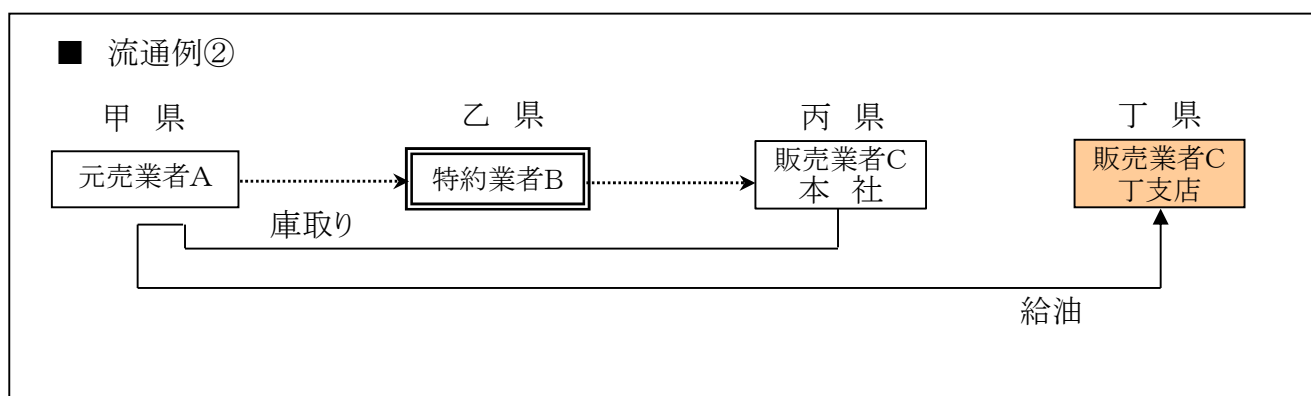
引取課税における納入地とは、軽油を現に所有する者が交代した際の場所をいい、持届けの際は納入先の事業所(SS等)所在地になります(P2参照)。

ただし、石油製品の販売業者(元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等)が庫取りによる引取りを行った場合、引取りに係る納入地はその軽油を現実に納入した販売業者の事業所所在地となりますので、ご注意ください。

▶▶▶ 根拠規定…法第144条の2第1項(カッコ書き)

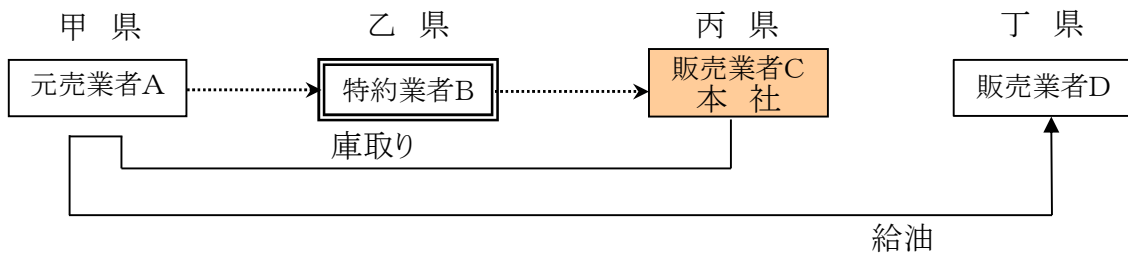


軽油が現実に引き渡された場所が元売業者Aの油槽所であるため、納入地は甲県であると誤解しやすいですが、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、販売業者Cの事業所所在の丙県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、丙県に申告納入を行います。



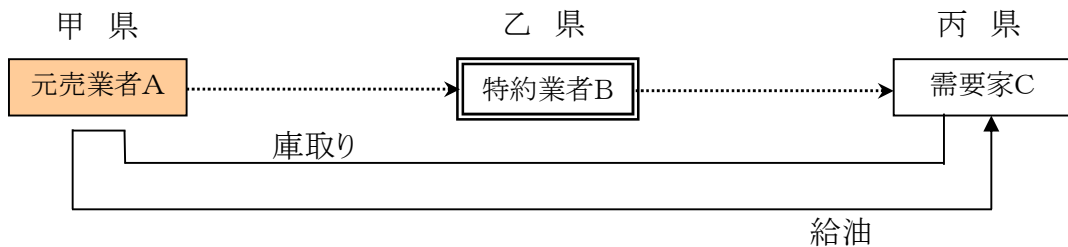
①との相違点は、引き取った軽油を販売業者Cの本社ではなく、支社に運んでいることです。この場合の納入地は、軽油を現実に納入した支社のある都道府県になります。したがって、特約業者Bは、丁県に申告納入を行います。

■ 流通例③



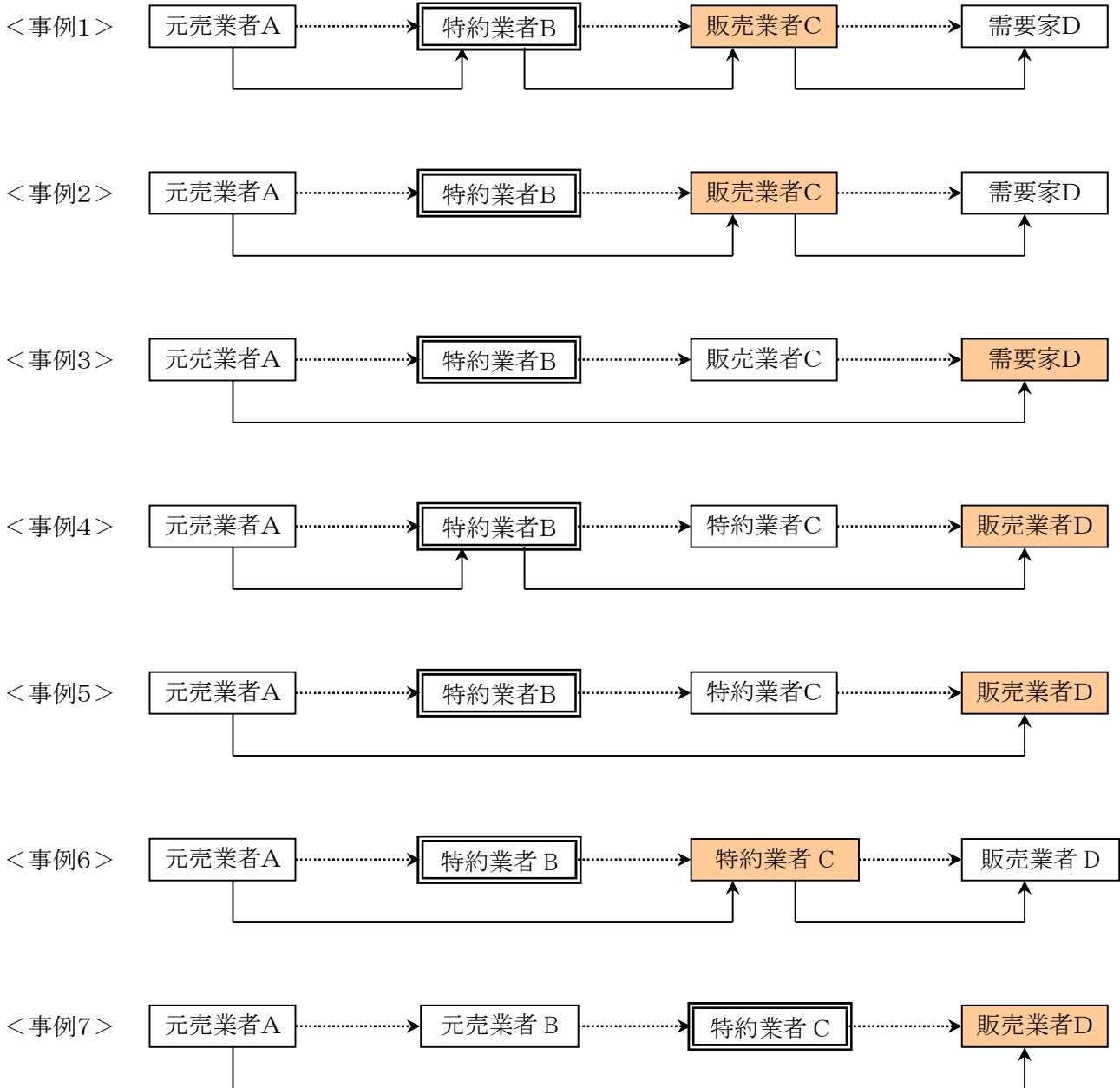
②との相違点は、庫取りで引き取った軽油を他者である販売業者Dに運んでいることです。この場合、持ち込んだ販売業者Dが所在する都道府県が納入地となるものと誤解しやすいですが、「石油製品の販売業者」である販売業者Cが軽油の引取りを行っているため、①と同様に、販売業者Cの事業所所在の丙県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、丙県に申告納入を行います。

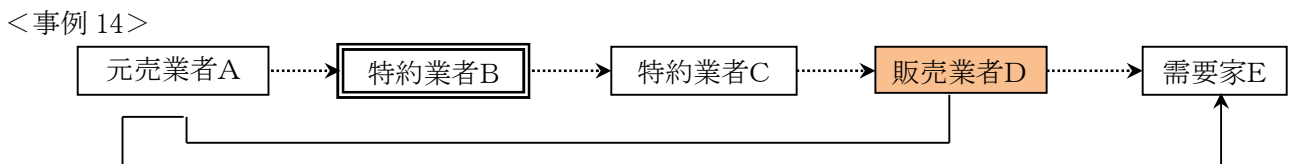
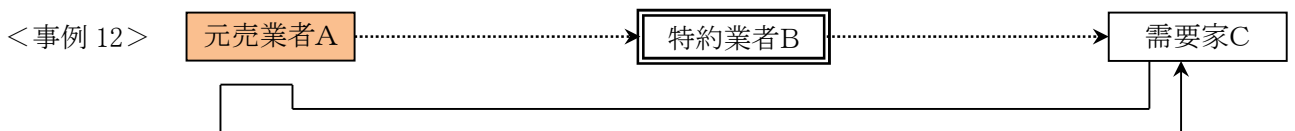
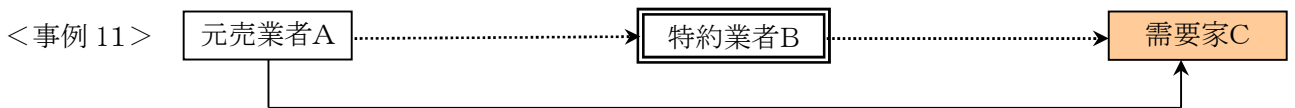
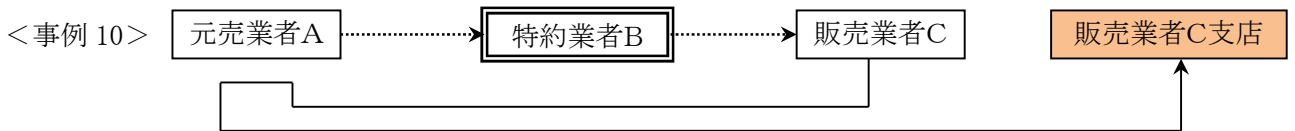
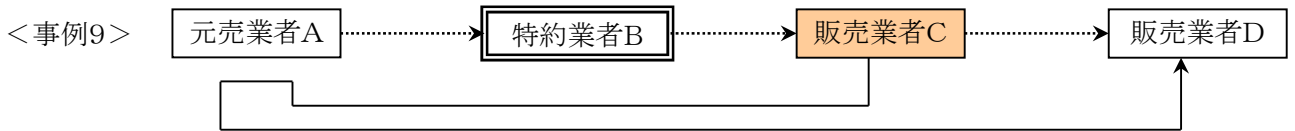
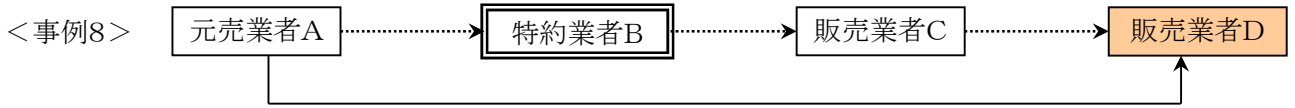
■ 流通例④



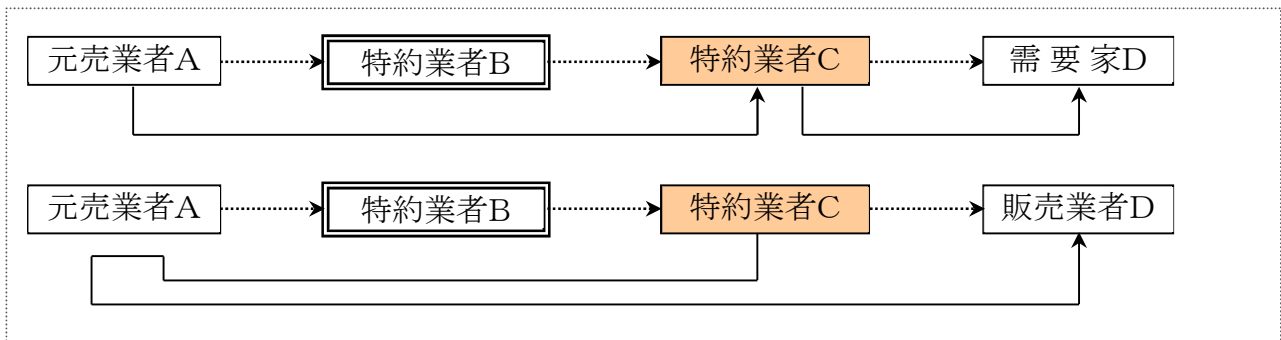
①～③の場合と異なり、元売業者Aの油槽所で軽油の庫取りを行っているのは、石油製品の販売業者ではなく需要家です。この場合は、需要家Cが軽油を現実に引き渡された場所、すなわち元売業者Aの油槽所が所在する都道府県である甲県が納入地となります。したがって、特約業者Bは、甲県に申告納入を行います。

◎参考 納入地の例





4 既に軽油引取税を課された軽油（課税済軽油）の申告について



上記経路例においては、特約業者Bが特別徴収義務者として納入申告しますが、特約業者Cも軽油引取税納入申告書及び軽油引取税課税免除承認申請書の提出が必要です。

○軽油引取税納入申告書(第16号の10様式)

現実の納入を伴って引き渡した課税済軽油の数量を、「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄に記載し、その内訳を軽油の納入数量明細書(第16号の10様式別表)に記載してください。 ⇒記入例…[P23~24](#)

○課税免除承認申請

課税免除承認申請には、下表の書類を提出していただきます。適切な書類作成のために、取引先に対し、軽油引取税の申告を行った者の住所・氏名、申告先の都道府県税事務所名及び課税済軽油の出荷地などを確認してください。

軽油引取税が課されていないことが判明した場合には、課税免除を承認できないこととなり、申請された特別徴収義務者の方に当該軽油に係る軽油引取税を納税していただくことになります。

▶▶根拠規定…法第144条の14第2項、第4項、規則第8条の37第2号、条例施行規則第40条の10

申請期限	課税済軽油の納入を行った月の翌月末日
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽油引取税課税免除承認申請書 (2) 課税済軽油引取経路明細書 (3) 事実を証する書類 <p>【商流の確認】①仕入請求書 【物流の確認】②仕入納品書(又は出荷伝票) 【その他】③仕入先の業者が発行した課税済証明書</p>

記入例…[P33~36](#)

☆お願い☆

課税済軽油の納入に係る申告先確認のため、払出時の書類(④販売先へ発行した請求書、⑤納入先へ発行した納品書又は納入先から発行された受領書)の添付にもご協力ください。

※ 申請書・明細書の記載内容に不備がある場合や、申請期限後に提出された場合は、課税免除の承認はできません。

5 免税軽油を引き渡した場合の申告について

免税証と引換えに軽油を引き渡した場合、免税証を交付(発行)した都道府県の登録特別徴収義務者が、当該都道府県知事の承認を得たときは、軽油引取税を課さないこととされています。

軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」(オ)欄に当該軽油の納入数量を記載し、免税証を添付して、申告期限までに提出してください。

▶▶▶根拠規定…法第144条の14第4項、規則第8条の37第3号

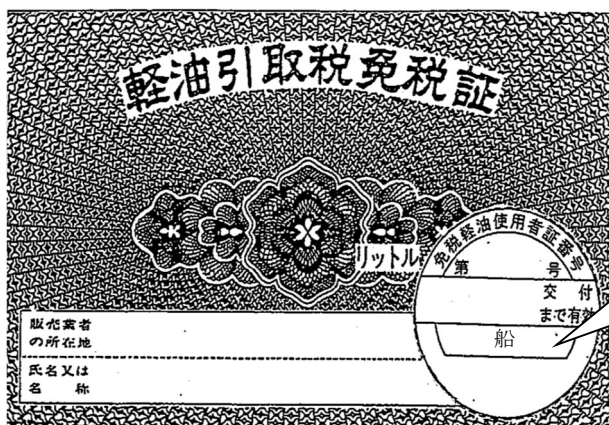
なお、免税証を申告書に添付する際は、券種ごとの枚数を集計したリストを添えて提出してください(集計リストは都税事務所等にて配布します)。

以下の免税証では課税免除が受けられませんので、免税証と引換えに軽油を引き渡すときは、交付した都道府県、有効期間等を確認の上、受理してください。

- 免税証と引換えに軽油を引き渡したとき、有効期間前あるいは既に有効期間を過ぎていた免税証
 - 納入申告書の提出先である都道府県以外の都道府県が交付(発行)した免税証
- ※ ただし、船舶の使用者、自衛隊及びJRに対して交付された免税証については、納入申告書の提出先である都道府県が交付(発行)した免税証でなくても、例外的に認められます。

なお、免税軽油使用者に軽油を引き渡したときは、申告書別表(第16号の10様式別表)中「納入を受けた者」への記載は、自動車の保有者とは区別して免税軽油使用者名をご記入ください。

引渡数量報告(第16号の41様式別表5及び別表6)中の「引取りを行った者」、「納入を受けた者」への記載についても、同様です。



業種が記載されています。
船舶・・・「船」
とび・土工工事業・・・「と」等

6 欠減量・税額の端数処理について

法定欠減量、課税標準量及び税額の端数処理は、下表のとおり行ってください。(P23参照)

区 分	端数処理方法
法定欠減量	リットル位未満小数点4位以下の端数を <u>切り上げ</u>
課税標準量	リットル位未満小数点4位以下の端数を <u>切り捨て</u>
税 額	1円未満を切り捨て

<例>

- ①法定欠減量の計算結果が100.00101リットルとなった場合→100.002リットル
- ②税額の計算結果が500,000.5円となった場合→500,000円

7 軽油を自己消費した場合の申告について

灯油を配達するためのミニローリーなどへの給油等、自己所有の軽油を自ら消費した場合は、消費した数量について、翌月末日までに、当該消費について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地の都道府県に軽油引取税を申告納付しなければなりません。

▶▶根拠規定…法第144条の3第1項第1号、第2号
法第144条の18第1項第5号

納付申告書の記入例はP25、当該消費に係る数量報告書の記入例については、P26・P31をそれぞれ参照してください。

8 在庫差量の申告・報告について

特別徴収義務者の皆様には、毎年3月中旬に、前年の3月1日から当年の2月末日までの各事務所又は事業所(SS等)における在庫数量に関する報告をいただくことになっています。報告にあたっては、事務所又は事業所(給油所等)ごとに、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」を作成し、提出してください(記入例はP39を参照)。一箇所につき複数の貯蔵タンクがある場合は、それらを合算して当該箇所の報告とします。

その際、事務所又は事業所(SS等)ごとに、実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合に、それが100リットル以内であれば許容範囲として申告納付の必要はありませんが、100リットルを超える場合は自己消費があったものとみなし、上記7の規定に基づき、当該数量の全量につき申告納付していただいております。

詳しくは毎年、軽油引取税を管轄する都税事務所等から文書にて詳細をお知らせしておりますので、そちらをご覧ください。

なお、SS閉鎖時はその都度処理が必要です。詳細はP44をご確認ください。

9 売掛金が納期限までに回収できない場合の申請について

特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部をその納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができない場合に、納期限から2か月以内の期間に限って徴収猶予を申請することができます。

この場合、施行令第43条の16第1項で定める要件に該当し担保を徴する必要がないと認められるときを除き、担保の提供が必要です。

「軽油引取税徴収猶予申請書(条例施行規則第9号(丙)様式)」に徴収猶予を必要とする事由を記載し、「軽油引取税売上(売掛)明細書」を添付して、提出してください。

▶▶根拠規定…第144条の29、施行令第43条の16第1項

[P37~38](#)に「軽油引取税徴収猶予申請書」と「軽油引取税売上(売掛)明細書」の記入例がありますので、参照してください。

10 届出について

法人の商号変更、代表者変更、本店ほか事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「事業の開廃等の届出書(第16号の35様式)」を提出する必要があります。

加えて、法人の商号変更、代表者変更、都内の事務所・事業所の新設、移転、廃止、1月以上の休業等の場合には、東京都に「軽油引取税特別徴収義務者登録等申請(申告)書(第126号様式)」を提出してください。

また、軽油の販売契約を締結・解除する等の場合には、本店の所在する都道府県(元売業者は本店の所在する都道府県を通じて総務大臣)に「販売契約の締結等の届出書(第16号の36様式)」を提出する必要があります。

届出が必要な事項と使用する様式及び添付書類については、次ページの表を参考にしてください。

▶▶根拠規定…法第144条の16、同34、規則第8条の45、条例第103条の10

[P40~43](#)に「事業の開廃等の届出書」と「軽油引取税特別徴収義務者登録等申請(申告)書」の記入例がありますので、参照してください。

また、SSの新設・閉鎖時の届出については [P50](#)にも記載があります。

<届出が必要な事項と提出書類について>

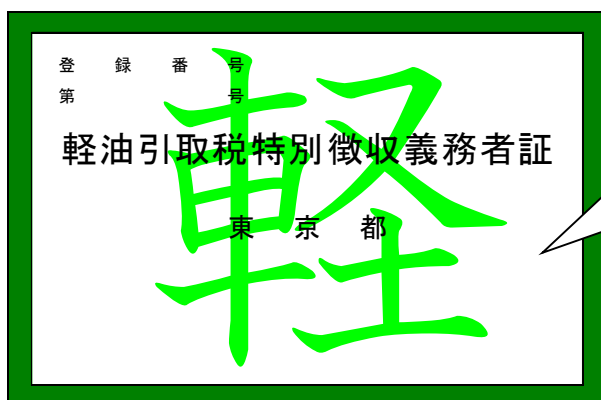
	事業所(SS等)を新設する場合(※1)	事業所(SS等)を廃止する場合(※1)	法人の所在地及び名称の変更	法人の代表者の変更	元売業者から継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結・解除・変更したとき
事業の開廃等の届出書 (第16号の35様式)	○	○	○	○	—
販売契約の締結等の届出書 (第16号の36様式)	—	—	—	—	○
特別徴収義務者登録等申請(申告)書 (第126号様式)	○(※2)	○(※2)	○	○	○
元売業者と締結した販売契約書の写し等	—	—	—	—	○
交付した軽油引取税特別徴収義務者証	—	○(※3)	—	—	—

※1…事業所(SS等)を新設または廃止する場合の詳細については、[P50](#)を参照してください。

※2…届出の対象が都内に所在する事業所の場合に提出します。

※3…特別徴収義務者登録証票返納書(第127号様式)の提出も必要となります。

軽油引取税特別徴収義務者証を紛失した場合は、軽油引取税特別徴収義務者登録証票喪失届の提出が必要です。



都内における事業所(SS等)ごとに交付します。見やすい場所に掲示してください。

第2章 申告書・報告書等の書き方

第2章でご案内する申告・報告等に使用する主な様式は以下のとおりです。

1	元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式	13
	☆参考 特約業者が提出すべき申告書及び報告書様式の確認	14
2	申告書・報告書の作成方法	15
3	取引事例別 申告書・報告書の記載内容	18
4	申告書・報告書の記入例	
	☆第16号の10様式	23
	☆第16号の10様式別表	24
	☆第16号の12様式	25
	☆第16号の41様式	26
	☆第16号の41様式別表1	27
	☆第16号の41様式別表2	28
	☆第16号の41様式別表5	29
	☆第16号の41様式別表6	30
	☆第16号の41様式別表7	31
	☆第16号の41様式別表10	32
5	その他様式の記入例	
	☆課税免除承認申請書	33
	☆課税済軽油引取経路明細書	34
	☆軽油引取税徴収猶予申請書	37
	☆軽油引取税売上(売掛)明細書	38
	☆事務所又は事業所別在庫数量等明細書	39
	☆事業の開廃等の届出書(開始・廃止・変更の場合)	40
	☆特別徴収義務者登録等申請(申告)書	43

※様式の一部は、主税局 HP からダウンロードできます。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/index-k.html>

※主税局 HP トップページからの遷移方法

主税局 HP「届出・申請」→「各種様式」→「税目別 申請様式」の「軽油引取税」をクリック

1 元売業者・特約業者の申告・報告義務と申告・報告様式

	課税区分	課税客體	申告する数量	申告先	申告納税期限	申告様式
申告	引取課税 (法第144条の2第1項、第2項)	特約業者又は元売業者からの現実の納入を伴う軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。)	現実の納入を伴う引取り数量	納入地所在の都道府県	引取りが行われた月の翌月末日	第16号の10様式
	販売店課税 (法第144条の2第3項)	特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油(炭化水素油で軽油又は揮発油以外のもの)を自動車の内燃機関の燃料として販売	販売量から譲渡の承認を受け、軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき数量を控除	特約業者又は元売業者の事業所等が所在する都道府県	販売した月の翌月末日	第16号の12様式
	所有課税 (法第144条の2第6項)	特別徴収義務者の特別徴収義務が消滅した時の軽油の所有(引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合の所有を含む。)	所有量から軽油引取税が課され又は課されるべき数量を控除した数量	軽油を所有している者の事業所等で当該軽油を直接管理するものが所在する都道府県	特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月末日	第16号の12様式
	みなす課税 (法第144条の3第1項第1号、第2号)	特約業者又は元売業者の軽油の自己消費(軽油以外の炭化水素油を製造する場合における軽油の使用を除く。)	消費量	自己消費について直接関係を有する事業所等が所在する都道府県	消費した月の翌月末日	第16号の12様式
報告	報告者	報告する数量		報告先	報告期限	報告様式
	元売業者	軽油の納入を行った数量及び納入を行った後に返還を受けた数量		納入地所在の都道府県	行為月(引取り、引渡し、納入、返還、製造及び輸入の事実があった月)の翌月末日	第16号の37～40様式
	元売業者 特約業者	軽油の引取り数量、引渡し数量、納入を受けた数量、納入を行った数量、引取り後又は納入を受けた後に返還を行った数量、引渡し後又は納入を行った後に返還を受けた数量、製造数量、輸入数量及び在庫数量		主たる事業所等所在の都道府県		第16号の41様式及び別表1～12

帳簿保存義務について

特別徴収義務者は、引取課税(法第144条の2第1項、第2項)に該当する「軽油の引取り」を行った販売業者等から提出される書類を、7年間保存しなければなりません。

また、その書類には、以下の項目を記載しなければなりません。

※違反すると、罰則が適用される可能性があります。(法第144条の37)

- 軽油の引渡し及び納入を行った者の名称及び所在地
- 軽油の納入があった年月日及びその軽油の数量

例1:「軽油の引取り」を行った販売業者から特別徴収義務者に提出された受領書 等

例2:特別徴収義務者が作成し、「軽油の引取り」を行った自動車の保有者が署名した納品書 等

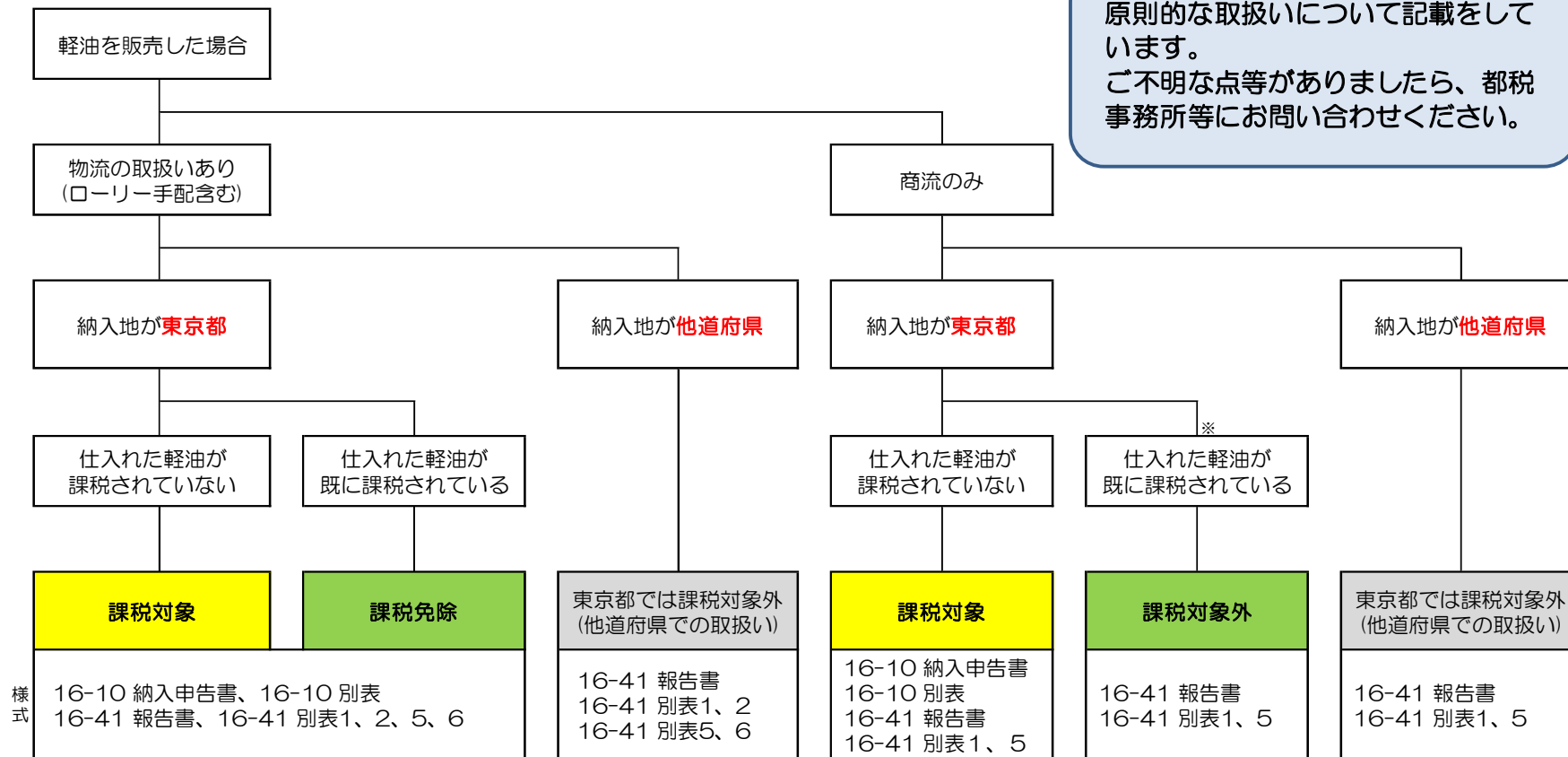
【参考】 特約業者が提出すべき納入申告書及び報告書様式の確認

特約業者が記入する申告書及び報告書様式をチャート図にしましたので、軽油の流通経路ごとに確認してください。

(P2～P6を参照し、納入地を判定してからご確認ください。)

また、課税免除申請に必要な書類についてはP7を参照してください。

原則的な取扱いについて記載をしています。
ご不明な点等がありましたら、都税事務所等にお問い合わせください。



【備考】

- 本店が他道府県にある場合、報告書及び報告書別表の提出先は本店所在地の道府県です
- 軽油を自己消費した場合は、16-41別表7、軽油の在庫がある場合は16-41別表10の提出も必要です
- 都内で軽油を自己消費した場合は、16-12納付申告書の提出も必要です
- 納入すべき軽油引取税額がない場合でも、16-10納入申告書の提出は必要です

※ 課税済軽油の仕入先が元売業者・販売業者であるときは、課税済軽油の物流によっては課税免除の申告が必要となり、16-10納入申告書・16-10別表・課税免除承認申請書を提出することになる場合があります。具体的な流通経路でご不明な点がある場合は、都税事務所等にお問い合わせください。

(流通例) 商流：元売→特約A→販売→特約B→需要家 物流：元売から販売へ持届け、販売から需要家へ持届け
 商流：元売C→特約A→元売D→特約B→需要家 物流：元売Cから元売Dへ持届け、元売Dから需要家へ持届け
 この場合、特約Bは16-10納入申告書・16-10別表・課税免除承認申請書の提出が必要となります

様式

2 申告書・報告書の作成方法

次のような取引があった場合、A石油株(特約業者)が都税事務所長等へ提出しなければならない申告書・報告書と、その記載方法について説明いたします。

東京都に本社を置くA石油株(特約業者)は、令和〇〇年4月中に、以下の取引を行った。

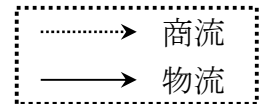
(取引1) A石油株(特約業者)は、C石油株(元売業者)に軽油10KLを発注し、C石油株から納入を受けた。また、B石油株(特約業者)にも軽油5KLを発注し、D石油株(元売業者)から納入を受けた。

A石油株は、自社スタンド(都庁前給油所)にて15,500.12Lを自動車の保有者に、1KLを免税軽油使用者(株都庁興業)に販売したほか、自社のミニローリー用の燃料として100Lを消費した。

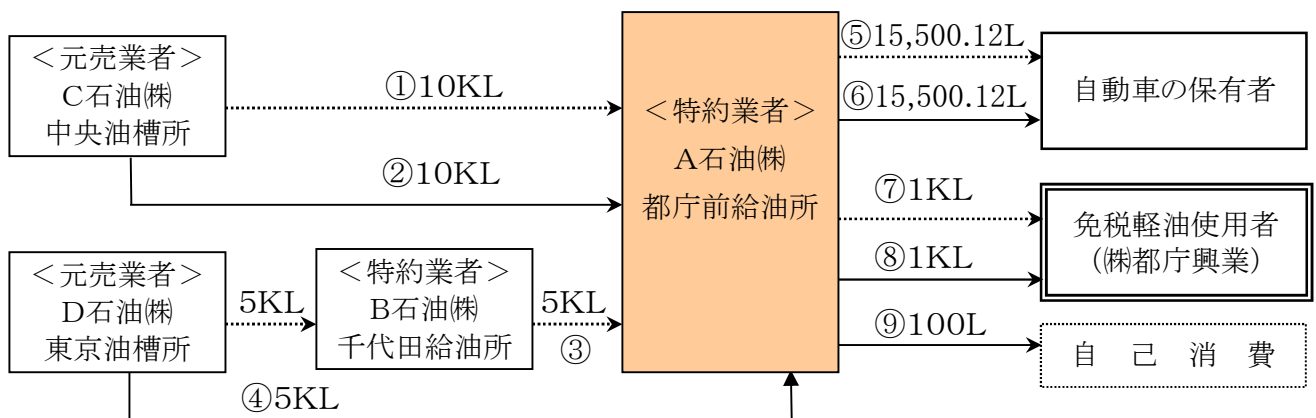
(取引1-2) A石油株(特約業者)は埼玉県にもスタンドを有し(さいたま給油所)、C石油株(元売業者)に軽油15KLを発注し、C石油株の埼玉県所在の油槽所から納入を受け、同スタンドで10KLの売上げがあった。

(取引2) A石油株(特約業者)は、C石油株(元売業者)に、都内に所在する得意先の大口需要家へ軽油4KLを納入するよう発注した。

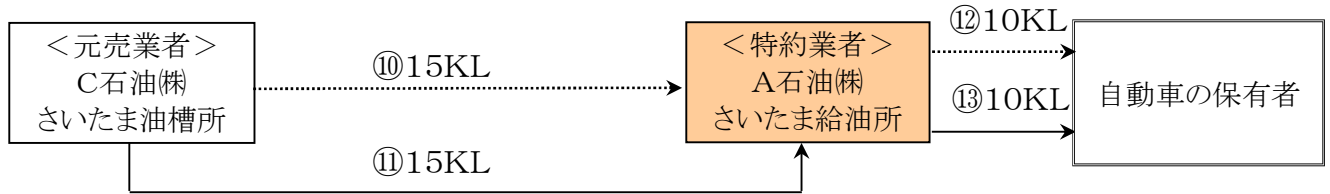
上記の取引内容を図示すると、以下のようになります。



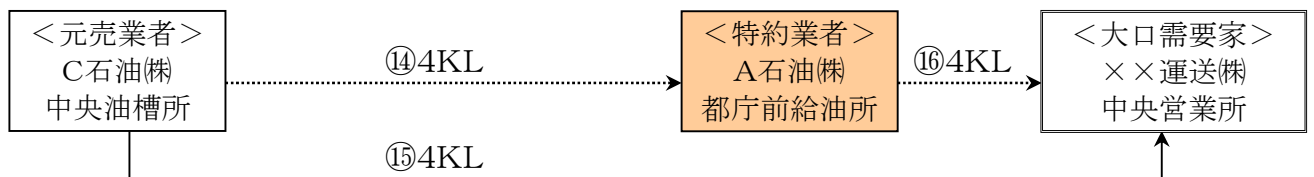
(取引1)



(取引 1-2)



(取引 2)



なお、A石油株について、前月末(3月末)在庫は、都庁前給油所が未課税軽油6KL、さいたま給油所が未課税軽油3KLで、合計9KLであったものとします。

☆A石油株(特約業者)が都税事務所長等へ提出しなければならない申告書・報告書の様式と記載内容

区分	様式	記載内容
申告書	第16号の10様式	⑥、⑧、⑮を合算した数量を記入のうえ、申告納入する。 ※ なお、さいたま給油所に係る⑬の数量については、埼玉県へ申告納入することとなる。
	第16号の10様式別表	第16号の10様式の内訳を記入
	第16号の12様式	⑨の消費数量を記入のうえ、申告納付する。
報告書	第16号の41様式	月初在庫数量、月中の受入数量、月中の払出数量及び月末在庫数量を記入
	第16号の41様式別表1	①、③、⑩、⑭の各引取数量を記入
	第16号の41様式別表2	②、④、⑪の各納入数量を記入
	第16号の41様式別表5	⑤、⑦、⑫、⑯の各引渡数量を記入
	第16号の41様式別表6	⑥、⑧、⑬の各納入数量を記入
	第16号の41様式別表7	⑨の消費数量を記入
第16号の41様式別表10	A石油株所有のタンクの月末在庫数量を記入	

☆自社及び取引業者の事業者・事業所コード(例示)

法人名	事業所名	事業者コード	事業所コード
A石油(株)	本店	1311110001	
	都庁前給油所		1311110029
	さいたま給油所		1311110032
B石油(株)	本店	1322220001	
	千代田給油所		1322220029
C石油(株)	本店	1333330001	
	中央油槽所		1333330029
D石油(株)	本店	1344440001	
	東京油槽所		1344440029
××運送(株)	本店	6312340004	
	中央営業所		6312340022
(株)都庁興業(免税軽油使用者)			6380031234
自動車の保有者			9999990208

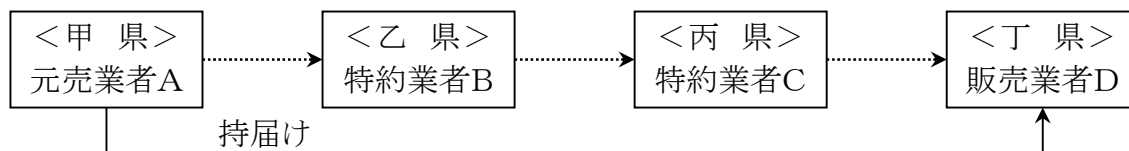
☆都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

上記事例の取引内容について、A石油(株)が都税事務所長等に対して行う申告及び報告の具体的な記入例は [P23~P32](#) に掲載しておりますので、参照してください。

3 取引事例別 申告書・報告書の記載内容

(事例1) 元売業者Aが販売業者Dに現実の納入を行った場合



元売業者A

区 分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
報告書	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

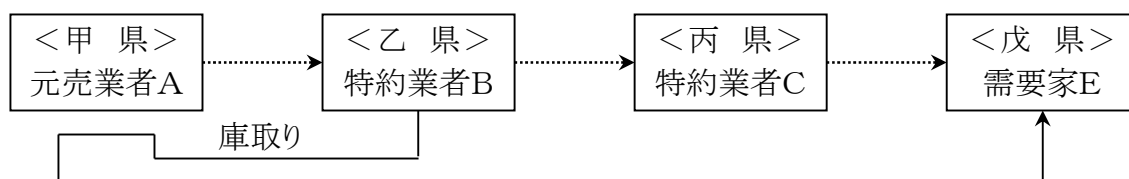
特約業者B

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者D 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

特約業者C

区 分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

(事例2) 特約業者Bが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



元売業者A

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄＝特約業者B 右(納入を行った者)欄＝元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄＝特約業者B 右(納入を受けた者)欄＝特約業者B
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄＝元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表10	

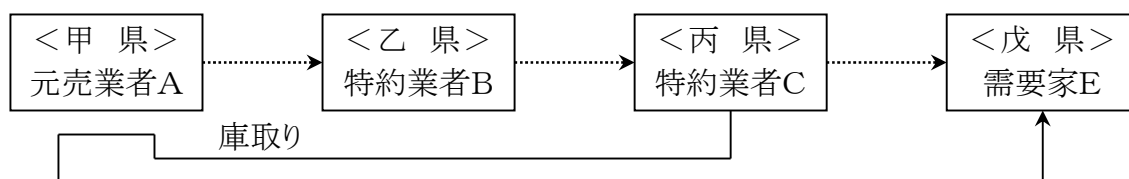
特約業者B

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄＝需要家E 右(納入を行った者)欄＝特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄＝元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄＝元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄＝需要家E
第16号の41様式別表10			

特約業者C

区 分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝需要家E
		第16号の41様式別表10	

(事例3) 特約業者Cが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



元売業者A

区 分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=特約業者C
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

特約業者B

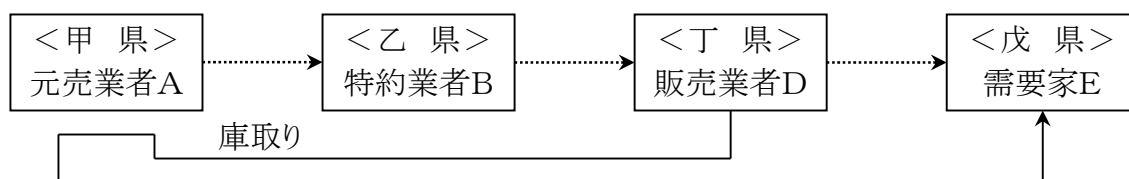
区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=特約業者C 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者C
		第16号の41様式別表10	

特約業者C

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=需要家E 右(納入を行った者)欄=特約業者C ※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=需要家E
		第16号の41様式別表10	

※ 戊県へ課税免除承認申請書の提出も必要

(事例4) 販売業者Dが庫取りをして、需要家Eに納入した場合



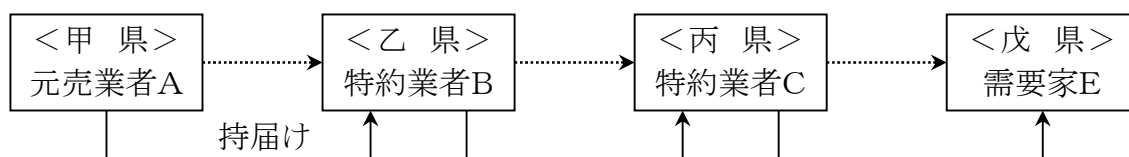
元売業者A

区 分	提出先	様 式	記載内容
報告書	丁県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄=特約業者B 右(納入を受けた者)欄=販売業者D
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄=元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

特約業者B

区 分	提出先	様 式	記載内容
申告書	丁県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄=販売業者D 右(納入を行った者)欄=元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄=元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄=販売業者D
		第16号の41様式別表10	

(事例5) 特約業者Cが需要家Eに「課税済」の軽油を納入した場合



元売業者A

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	乙県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(イ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄＝特約業者B 右(納入を行った者)欄＝元売業者A
報告書	乙県へ	第16号の37様式	左(引取りを行った者)欄＝特約業者B 右(納入を受けた者)欄＝特約業者B
		第16号の39様式	納入を行った事務所又は事業所欄＝元売業者A
	甲県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表10	

特約業者B

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	丙県へ	第16号の10様式	
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄＝特約業者C 右(納入を行った者)欄＝特約業者B
報告書	乙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄＝元売業者A
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄＝元売業者A
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝特約業者C
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄＝特約業者C
		第16号の41様式別表10	

特約業者C

区分	提出先	様式	記載内容
申告書	戊県へ	第16号の10様式	※ 数量は、「課税対象とならない数量」(エ)欄に内書きする。
		第16号の10様式別表	左(納入を受けた者)欄＝需要家E 右(納入を行った者)欄＝特約業者C ※ 数量は、「うち課税対象とならない数量」欄に内書きする。
報告書	丙県へ	第16号の41様式	
		第16号の41様式別表1	引渡しを行った者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表2	納入を行った者欄＝特約業者B
		第16号の41様式別表5	引取りを行った者欄＝需要家E
		第16号の41様式別表6	納入を受けた者欄＝需要家E
第16号の41様式別表10			

※ 戊県へ課税免除承認申請書の提出も必要

4 申告書・報告書の記入例

令和〇〇年5月31日														※ 処 理 事 項	事業者コード		事務所コード							
															1311110001		13004							
新宿都税事務所長 殿																								
個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)									
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称		第131111号 A石油 株式会社 代表取締役 ○○○○																						
登録特別徴収義務者の住所又は所在地		新宿区 西新宿〇-〇-〇																						
この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号		経理係 ○○○○ (電話 ○○○○-○○○○)																						
令和〇〇年04月分 軽油引取税納入申告書																								
4月中における引渡しに係る軽油の納入数量														20		500.120		リットル						
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量 (イ)																							
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量 (ウ) 輸 出																							
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量 (エ) 課 税 済														5		000.000							
	免税証による軽油の納入数量 (オ)														1		000.000							
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量 (カ)																							
	小 計 (イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ) (キ)														6		000.000							
差 引 計 (ア)-(キ) (ク)														14		500.120								
欠 減 量 (ク)×1/100(0.3/100) 小数点4位以下は、端数を切り上げる。														145.002										
再 差 引 計 (ク)-(ケ) (コ)														14		355.118								
この申告によって納入すべき軽油引取税額 15円×(コ) (サ)														215		326		円						
申告期限		〇〇年05月31日										添付書類		(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証										
納入予定日		〇〇年05月31日																						

税額の1円未満の端数は、**切り捨てる。**

免税証による納入数量がある場合は、この欄に添付した免税証の枚数等を記載する。

添付免税証
12枚(1,000リットル分)

軽油引取税納付申告書

(令和〇〇年4月1日 ~ 4月30日分)

受付印	令和〇〇年5月31日											新宿都税事務所長 殿										
	個人番号又は法人番号											納税者の氏名又は名称										
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1											A石油株式会社 代表取締役 ○○○○											
納税者の住所又は所在地											新宿区西新宿〇-〇-〇											
納税者の氏名又は名称											A石油株式会社 代表取締役 ○○○○											
納税者の住所又は所在地											新宿区西新宿〇-〇-〇											

事業者コード	1311110001	事務所コード	13004	島根区分		予備		整理番号	
発行年月日		通信日付印		確認印		申告年月日			

第十六号の十二様式(提出用)

令和〇〇年〇4月分

特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合は、(オ)欄に当該消費数量を記載のうえ、申告納付する。

課税の区分	第144条の2第3項	数量	課税の区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	①	消費した軽油の数量	⑮
控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	②	⑮のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途用)	⑰
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	③	⑰-⑱のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑱
	差引計	①-②-③	(ア)	
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④	譲渡した軽油の数量	⑲ (カ)
控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑤	消費した軽油の数量	⑳ (キ)
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑥	消費又は譲渡した軽油の数量	㉑
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑦	控除分	㉒のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑧	㉒のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	㉓
差引計	④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ)	差引計	㉑-㉒-㉓
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る。)	消費した炭化水素油の数量	⑨	輸入した軽油の数量	㉔ (ケ)
控除分	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑩	合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑪	納付すべき軽油引取税額	15円×@
差引計	⑨-⑩-⑪	(ウ)		1,500 円
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫		
控除分	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑬		
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭		
	⑫のうち特別聴取義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量	⑮		
差引計	⑫-⑬-⑭-⑮	(エ)		

添付免税証 枚 (リットル分)

軽油の受払い等の数量報告書

第十六号の四十一様式（提出用）

令和〇〇年5月31日						※ 処 理 事 項		事業者コード 1311110001		事務所コード 13004									
新宿都税事務所長 殿																			
個人番号又は法人番号						1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
氏名又は名称		A石油 株式会社 代表取締役 〇〇〇〇																	
住所又は所在地		新宿区 西新宿〇-〇-〇 (電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇) 令和〇〇年04月分																	
		商 流				物 流													
摘 要		受 払 い 等 の 数 量				現 実 の 受 払 い 等 の 数 量				備 考									
前々月末在庫数量		リットル 9 000.000				リットル 9 000.000													
うち課税済みのもの																			
受 入 れ	製 造 数 量																		
	うち課税済みのもの																		
	輸 入 数 量																		
	引 取 数 量	別表1 34 000.000				別表2 30 000.000													
	うち課税済みのもの	5 000.000				5 000.000													
	返還を受けた数量																		
	うち課税済みのもの																		
	そ の 他																		
	うち課税済みのもの																		
	合 計	34 000.000				30 000.000													
うち課税済みのもの	5 000.000				5 000.000														
払 出 し	引 渡 数 量	別表5 30 500.120				別表6 26 500.120													
	うち課税済みのもの	5 000.000				5 000.000													
	消 費 数 量	別表7 100.000				別表7 100.000													
	うち課税済みのもの																		
	返還を行った数量																		
	うち課税済みのもの																		
	そ の 他																		
	うち課税済みのもの																		
	合 計	30 600.120				26 600.120													
	うち課税済みのもの	5 000.000				5 000.000													
前月末在庫数量		別表10 12 399.880				別表10 12 399.880													
うち課税済みのもの																			

「受入れ」、「払出し」の「その他」欄には、月末の实在庫数量と計算上の帳簿在庫数量に差が生じた場合に、増減した軽油の数量を記載する。なお、在庫差量の取扱いについては、P9も参照してください。

前月の数量報告書下段の「前月末在庫数量」と一致する。

受入れ合計欄には「前々月末在庫数量」を含めない。

引渡数量(受払い等の数量) 引取りを行った者別・都道府県別明細書		事業者コード*	事務所コード*			
報告者の氏名又は名称 A石油 株式会社		1311110001	13004			
令和〇〇年04月分				1	枚のうち	
				1	枚目	
引取りを行った者の氏名又は名称	引取りを行った者の事務所 又は事業所所在の都道府県名	引 渡 数 量			備 考	
		うち課税済みのもの				
自動車の所有者	東京都	9999990208	15	500.120	リットル	
		13	5	000.000		
自動車の所有者	埼玉県	9999990208	10	000.000		
		11				
小 計			25	500.120		
株式会社 都庁興業	東京都	6380031234	1	000.000		
		13				
××運送 株式会社	東京都	6312340004	4	000.000		
		13				
計			30	500.120		
			5	000.000		

【記入の要領】

- ①「引取りを行った者の氏名又は名称」には、**商流ベースの販売先の名称**を記載する。支店名、営業所名等の記載は不要です。
- ②「引取りを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名」には、報告者に対し注文（オーダー）を行った事務所等が所在する都道府県名を記載すること。

免税軽油使用者への引渡分は、自動車の所有者とは別に記載する。

別表5記載のコードは事業者コード

「小計」は、「自動車の所有者」の東京都扱い分と埼玉県扱い分を合算し、合計数量とすること。この場合、都道府県コードは「88」を記入する。

合計数量：複数枚ある場合には、最終ページのみに記載する。

5 その他様式の記入例

第 123 号様式(第 40 条の 10 関係)

軽油引取税課税免除承認申請書		※処理事項	1:納入 2:納付				
		令和〇〇年5月31日					
新宿	都税事務所長 宛 支 庁 長						
特別徴収 義務者	登録番号	1 3 1 1 1 1	事業者コード 1 3 1 1 1 1 0 0 0 0				
	住所	新宿区 西新宿〇-〇-〇					
	氏名(名称)	A石油 株式会社					
次のとおり、地方税法第144条の5の規定の適用を受けたいので申請します。							
令和〇〇年4月分							
<p>本申請書は、課税済軽油の引取先ごとに作成する。</p> <p>また、次ページに掲げる「課税済軽油引取経路明細書」のほかに、当該軽油に係る「納品書」、「請求書」その他課税済であることを証する書類を添付する。</p>		号に係る事項					
		引 渡 年 月 日					
		令和 年 月 日					
		輸 出 先					
地方税法第144条の5第2号に係る事項							
引 取 数 量		仕 入 価 格	引 取 年 月 日				
20,000 .000	リットル	80 円/リットル	令和〇〇年4月4・19日				
引 渡 数 量		販 売 価 格	引 渡 年 月 日				
20,000 .000	リットル	90 円/リットル	令和〇〇年4月中旬				
仕入先業者の 事務所(事業所)	所在地	都道府県	区市町村	町名	丁目	番	号
		東京都	江東区	大島	〇	〇	〇
	氏名(名称)	C石油 株式会社					
当該軽油に係る軽油引取 税を徴収した特別徴収義 務者等の事務所(事業所)	所在地	都道府県	区市町村	町名	丁目	番	号
		東京都	中央区	新富	〇	〇	〇
	氏名(名称)	株式会社 B商事					

(日本産業規格A列4番)

備考 1 この様式は、第 40 条の 10 の申請に用いること。

2 法第 144 条の5第1号に係る申請にあつては軽油の引取りが本邦からの輸出として行われたものであること及び当該引取りに係る数量を証明する書類を、同条第2号に係る申請にあつては当該事実を証明する書類を添付すること。

課税済軽油引取経路明細書

事業者コード(6桁)を記入してください。

(令和〇〇 年 4 月分)

登録番号 131111 号

住所又は所在地 新宿区西新宿〇-〇-〇

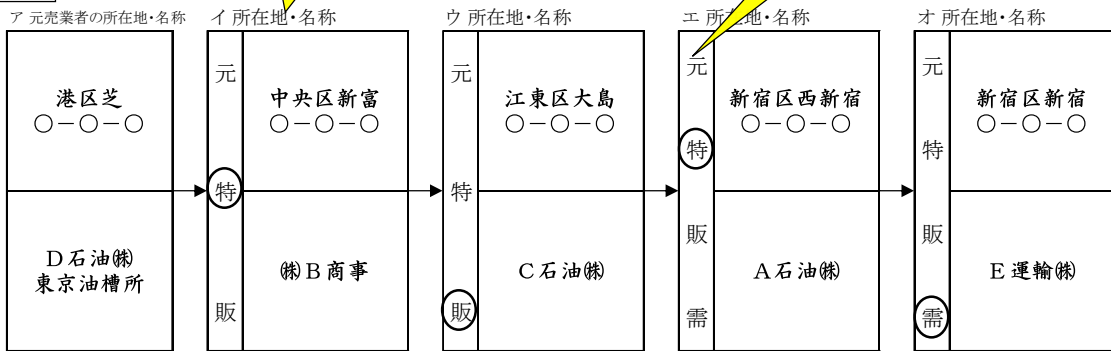
氏名又は名称 A石油株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

引取行為ごとに、積出地、
輸送車両登録番号、納品書
の出荷案内書番号を記載し
てください。

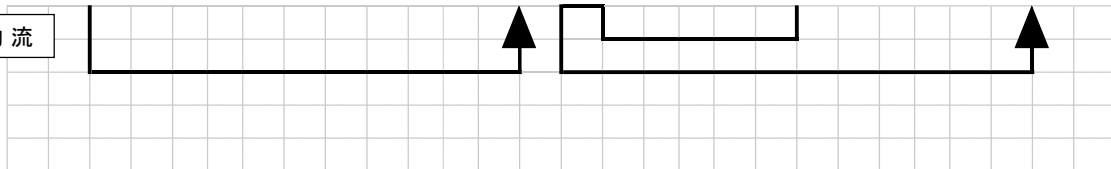
引取月日	引取数量	積出地	輸送車両登録番号	出荷依頼書番号	出荷案内書番号	その他
〇〇年4月4日	10,000ℓ	D石油(株) 東京油槽所	足立88 あ△△△△		02013	
〇〇年4月19日	10,000ℓ	D石油(株) 東京油槽所	足立88 あ△△△△			

1 商流及び物流の経路を、上段点線枠内に「元・特・販・需」を記し、下段点線枠内に「〇」を記してください。各業者区分(元・特・販・需)を〇で囲んでください。

商流



物流



※上図の点線枠の物流の記載は、別紙の記載例に従って、矢印により記入してください。

2 課税済軽油の引渡数量

引渡数量
20,000 リットル

3 上記の軽油について特別徴収を行った者

名称 株式会社 B商事

4 特別徴収を行った者が軽油引取税を申告した都税事務所等

東京 (都)道府県 中央 (都)道府県税事務所

備考 明細書には、当該軽油の引取が油送船の場合には、輸送年月日、船名および運行者名等を、ローリー輸送の場合には、輸送年月日、元売業者に対する出荷依頼書等の番号および輸送した車両の登録番号、直接元売業者の油槽所から引取った場合には、元売業者発行の出荷案内書の番号等を記載すること。

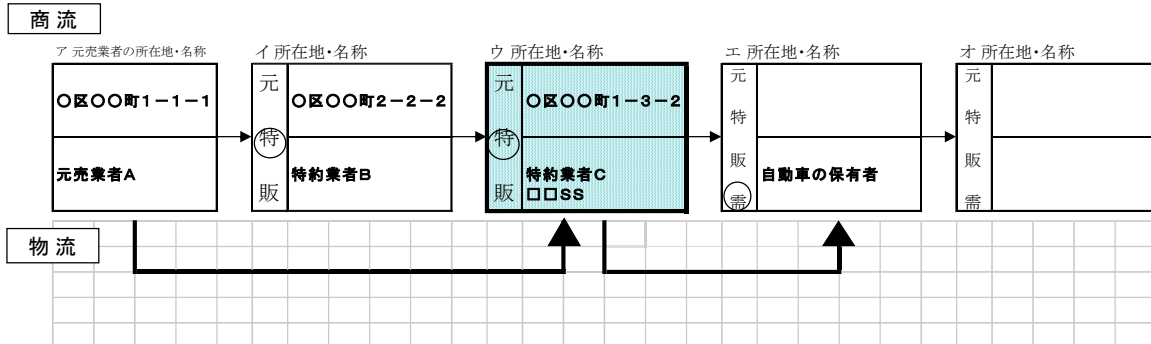
用紙日本産業規格A4

≪課税済軽油引取経路明細書 流通経路の記載例≫

○商流及び物流の経路記載例(例1から8まで全て「ウ」が課税免除承認申請者)

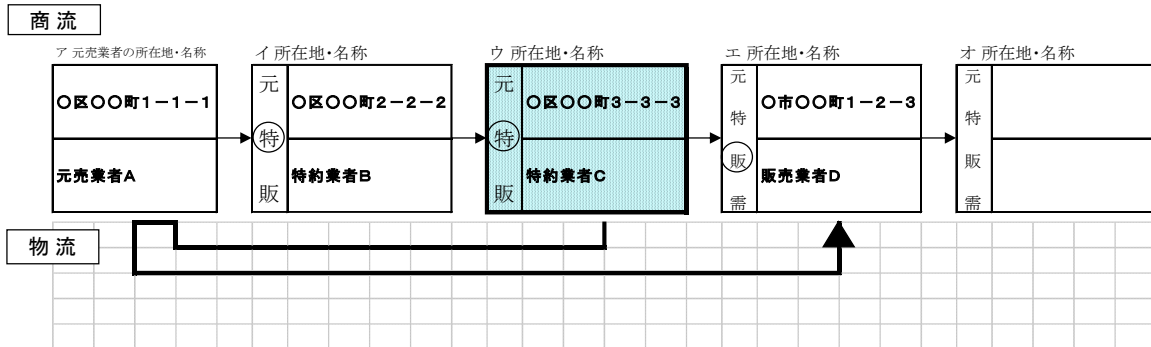
(例1) 商流上の経路: ア→イ→ウ→エ

物流上の経路: アがウのタンクへ持届けし、ウが当該軽油を自社SSにおいて自動車の保有者に払い出した。



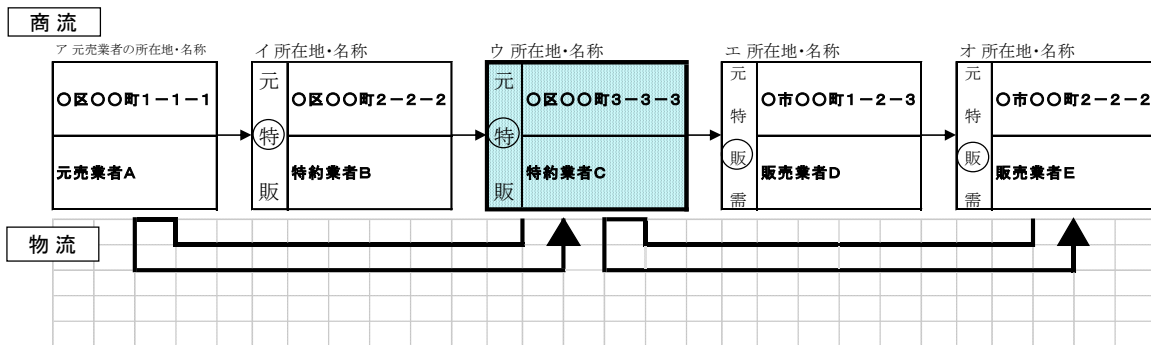
(例2) 商流上の経路: ア→イ→ウ→エ

物流上の経路: ウがアのタンクへ庫取りし、エへ納品した。



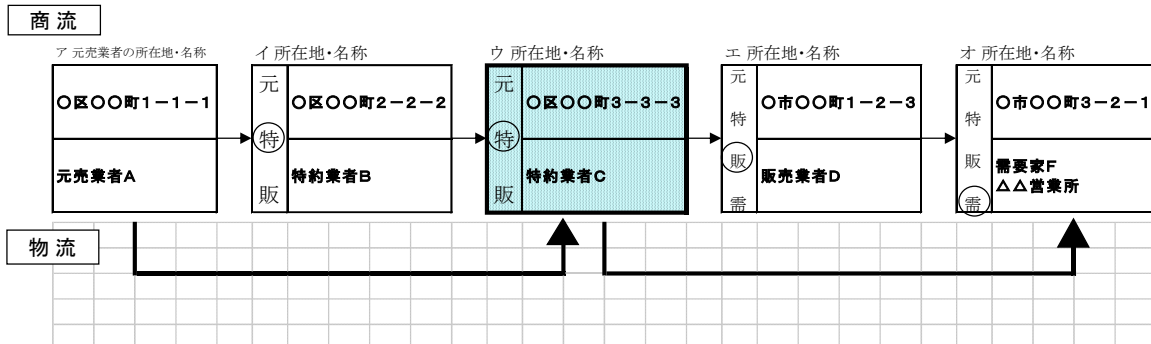
(例3) 商流上の経路: ア→イ→ウ→エ→オ

物流上の経路: ウがアのタンクへ庫取りし、一旦自社タンクに貯蔵した。その後、オがウのタンクへ庫取りした。

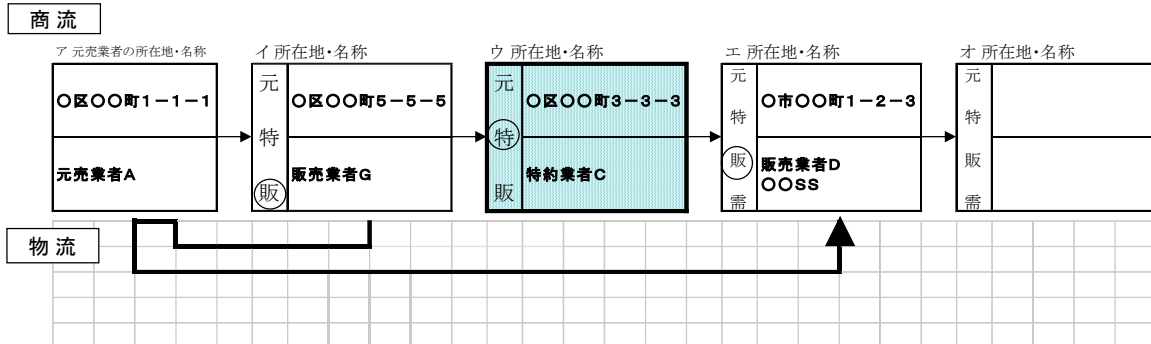


(例4) 商流上の経路: ア→イ→ウ→エ→オ

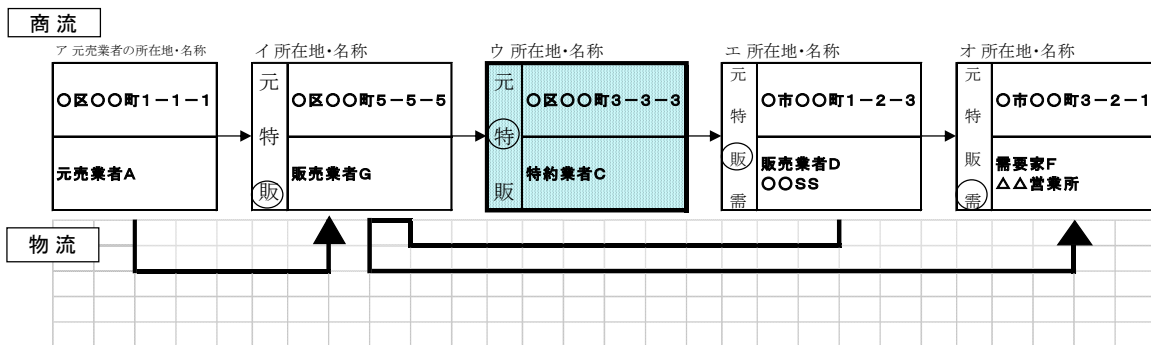
物流上の経路: アがウのタンクへ持届けし、ウが当該軽油をさらにオへ持届けした。



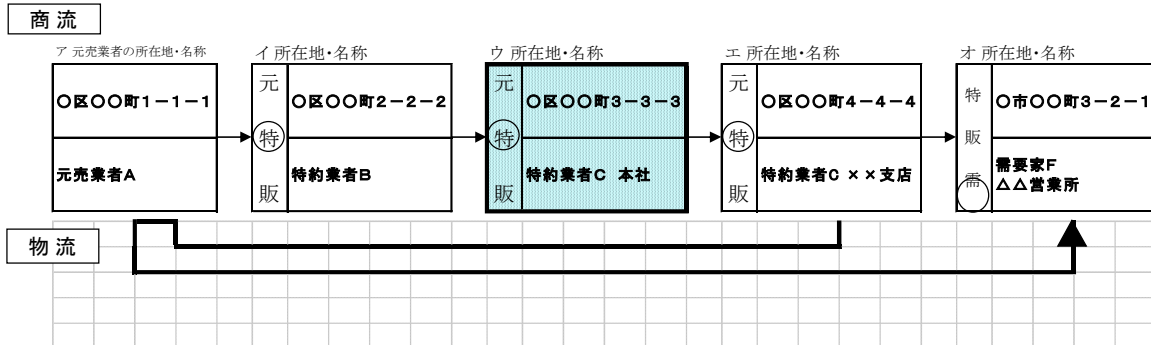
(例5) 商流上の経路: ア→イ→ウ→エ
 物流上の経路: イがアのタンクへ庫取りし、エへ納品した。



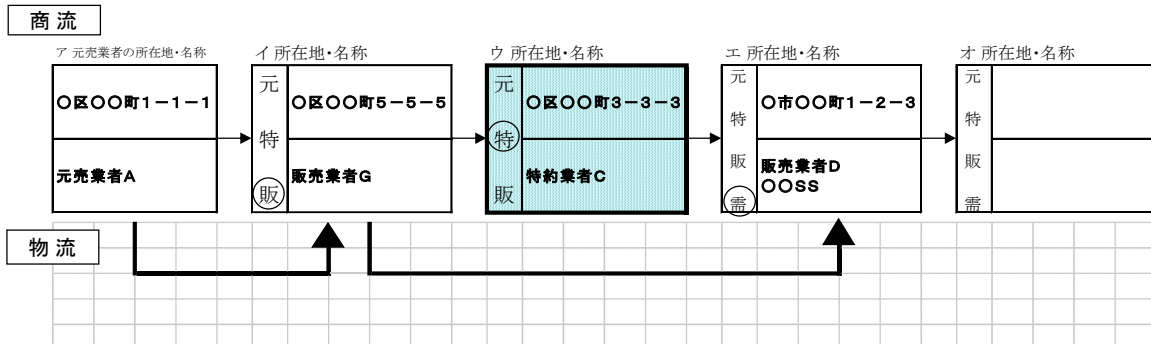
(例6) 商流上の経路: ア→イ→ウ→エ→オ
 物流上の経路: アがイに持届けした後、エがイのタンクへ庫取りし、オに納品した。



(例7) 商流上の経路: ア→イ→ウ→オ(エはウの支店)
 物流上の経路: ウの支店エがアのタンクに庫取りし、オに納品した。



(例8) 商流上の経路: ア→イ→ウ→エ
 物流上の経路: アがイに持届けした後、イがエに持届けした。



★処理事項	登録番号	徴収猶予 受付	第	号
	整理番号			

申請年月日 □□〇〇年 〇月 〇日

(新宿) 都税事務所長・支庁長 宛



申請者	本店所在地	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇		
	特別徴収義務者の氏名(名称)	A石油 株式会社		
	業種	特約業者	連絡先(電話番号・法人の場合は部署名等)	03-1234-0000

※申請者が法人である場合は、その代表者の住所、氏名を併せて記入してください。

〇〇年度4月分 軽油引取税徴収猶予申請書

ア 課税標準量		50	キロリットル	当月の納入申告書記載の課税標準量。	
イ	代金	5,300,000	円	軽油の販売代金(軽油引取税を除いた代金)。	
ウ	税率	×	15,000	円	徴収猶予を受けようとする期間 〇〇年6月1日から 〇〇年7月31日まで
エ	税額	ア × ウ	750,000	円	
オ	計	イ + エ	6,050,000	円	資金を調達する方法 例：販売先からの売掛金回収等
カ	オの金額のうち、納期限までに受け取ることができなかった金額	1,381,000	円		
キ	カのうちの税金相当額の金額	150,000	円		
ク	キのうちの徴収猶予限度額	150,000	円	納期限から起算して最長2ヶ月まで。	
ケ	徴収猶予を受けようとする税額	150,000	円		該当条項
徴収猶予を受けようとする理由		例：別添売掛金明細書のとおり、売掛販売により軽油代金及び軽油引取税を納期限までに受け取ることができなかったため。			
担保提供		原則、担保が必要。ただし、地方税法施行令第43条の16第1項で定める要件に該当する場合は担保は不要。			
差押解除申請					
担保提供「無」若しくは差押解除申請「有」の場合、その理由		例：徴収猶予申請日前3年以内において、軽油引取税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、徴収猶予された期間の末日までに、徴収猶予に係る軽油引取税を確実に納入できるため。			
徴収猶予税額(ケの税額)の納入計画		納入予定日(年月日)	.	.	納入金額
					円

備考

- この申請書は、法第144条の29第1項(法附則第12条の2の7第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による申請に用いること。
- 徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付すること。

課税担当	確認	連絡事項	徴収猶予税額(ケの税額)の納入計画	.	.	円
			徴収簿担当			
徴収簿担当回付						
徴収簿番号						

こちらは記載しないよう、お願いいたします。

軽油引取税売上(売掛)明細書

(□□ ○○ 年 4 月分)

No.1

住所(所在地)	東京都新宿区西新宿〇-〇-〇
氏名(名称)	A石油 株式会社

登録番号第 131111 号

引 渡 先		引 渡 数 量	売 上 金 額 (代金+税額)	未 収 金 額 (代金+税額)	備 考 (入金予定日)
所 在 地	氏 名 (名 称)				
新宿区東新宿〇-〇-〇	F商事株式会社	10,000 ℓ	1,381,000 円	1,381,000 円	〇〇年 8月 15日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
		ℓ	円	円	年 月 日
合 計		10,000 ℓ	1,381,000 円	1,381,000 円	
(未収金額に相当する引渡数量(ただし課税対象とならない数量を除く))		10,000 ℓ	×	(ウ 税 率) 15.0 円 =	(キ未収金のうち税金相当額の金額) 150,000 円

記載例

- この明細書は、貯蔵設備のある事務所又は事業所ごとに作成します。
- 一つの事業所に複数の貯蔵設備がある場合は、その合計数量を記載します。
- 合計欄⑦が100リットルを越えた場合は、全量が課税対象となります。

事務所又は事業所別在庫数量等明細書

受付印		令和〇〇年〇〇月〇〇日		※ 処理 事項					
登録特別徴収義務者の 番号及び氏名又は名称 主たる事務所又は 事業所所在地		第〇〇〇〇〇〇号		A石油株式会社					
		新宿 都税事務所長 殿							
		支 庁 長							
		新宿区西新宿〇-〇-〇		(×××× 局 △△△△番)					
		令和 〇〇 年 3 月 ~ 令和 〇〇 年 2 月分							
事務所又は事業所 所在地及び名称		新宿区西新宿△-△-△		A石油株式会社西新宿給油所					
貯蔵設備の 所在地及び名称		新宿区西新宿△-△-△ 地下タンク		同左					
設備の容量		5,000 リットル		5,000 リットル		リットル			
月	月初日の 実在庫数量 ①	当月中の物流上 の受入れ数量 ②	当月中の物流上 の払出し数量 ③	帳簿上の 在庫数量 ④	月末の 実在庫数量 ⑤	差引 ④-⑤=⑥			
	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル			
3月	A 100.000	2,600.000	2,500.020	199.980	150.160	49.820			
4月	150.160	2,100.000	2,000.000	250.160	229.780	20.380			
5月	229.780	2,100.000	2,200.080	129.700	149.820	△20.120			
6月	149.820	2,200.000	2,198.340	151.480	170.320	△18.840			
7月	170.320	2,500.000	2,490.780	179.640	140.140	39.400			
8月	140.140	2,400.000	2,500.000	40.140	48.880	△8.760			
9月	48.880	2,800.000	2,697.460	151.440	152.760	△1.320			
10月	152.760	2,500.000	2,403.660	249.100	229.180	19.920			
11月	229.180	2,100.000	2,150.840	178.340	118.360	59.980			
12月	118.360	2,600.000	2,680.000	38.360	31.460	6.880			
1月	31.460	2,300.000	2,178.680	152.910	102.680	50.220			
2月	102.680	2,600.000	2,500.000	202.680	D 192.680	E 10.000			
合計		B 28,800.000	C 28,499.720			⑦ 207.680			
納付税額	⑦ ≤ 100の場合【課税にならない】			3,113		円			
納付税額合計	⑦ > 100の場合【⑦ (207.680) × 15 = 納付税額】			3,113		円			

貯蔵設備のある事務所又は事業所の所在地及び名称を記入する。

月初日の実在庫数量を記入する。

(提出用)

差引欄⑥の合計数量を記入する。

100%を超えた場合は全量を課税対象とする。

記載要領

- この報告書は毎年3月15日までに、前年3月から当年2月分までの各事務所又は事業所ごとの数量及び納付税額を記載し、主たる事務所又は事業所所在地の都税事務所長等に提出すること。
 - 「月初日の実在庫数量」欄の数量と、その前月の「月末の実在庫数量」欄の数量は一致すること。
 - 「当月中の物流上の受入れ数量」欄は、納入を受けた軽油の数量、納入を行った後返還を受けた軽油の数量の合計を、「当月中の物流上の払出し数量」欄は、納入を行った軽油の数量、納入を受けた後返還を行った軽油の数量、消費した軽油の数量の合計を記載すること。
- ※印の欄は記入しないこと。

検算

円未満は切り捨てる。

$$A + B - C - D = E$$

(100.000 28,800.000 28,499.720 192.680 207.590)

事業の開廃等の届出書

SSを新設する場合

第十六号の三十五様式（提出用）

受付印 令和〇〇年3月15日	※処理事項 事業者コード 事務所コード 役券 予備 整理番号															
	異動年月日		該当区分に「○」をつけてください。													
新宿 都税事務所長 支庁長 殿	区 分 元・ 特 ・販・製															
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右語で記載)	
	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ														
	氏名又は名称	A石油株式会社														
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇														
	法人にあつては代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇														
	フリガナ	トウキョウト シンジュク ニシシンジュク														
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号 (電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇)															
新設する事務所又は事業所の名称、所在地を記載する。		第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。														
事務所又は事業所	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ ミタキユウユシヨ														
	名称	A石油株式会社 三田給油所														
	所在地	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都港区芝〇丁目〇番〇号 (電話 03-△△△△-△△△△)														
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日 令和〇〇年4月1日					廃止年月日 令和 年 月 日										
	休止期間 令和 年															
	この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。事業を開始しようとする場合は、その5日前までにそれぞれ必要事項を記載のうえ、1部提出する。															
事業の廃止又は休止の理由																
上記の事務所又は事業所の営業区域 東京都																
その他参考となるべき事項 異動年月日 令和 年 月 日																

事業の開廃等の届出書

SSを廃止する場合

第十六号の三十五様式（提出用）

受付印 令和 ○○年 3月 15日 新宿 都税事務所長 殿 支 序 長	※処理事項 事業者コード 事務所コード 異動年月日 予 備 整理番号		該当区分に「○」をつけてください。													
	区 分 元・特・販・製															
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右語で記載)	
	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ														
	氏名又は名称	A石油株式会社														
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ○○ ○○														
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○														
	フリガナ	トウキョウト シンジュク ニシシンジュク														
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿○丁目○番○号 (電話 03-○○○○-○○○○)															
下記のとおりに地方税法 <u>第144条の34第1項</u> 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。																
事務所又は事業所	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ ミタキユウユシヨ														
	名称	A石油株式会社 三田給油所														
	所在地	〒○○○○-○○○○東京都港区芝○丁目○番○号 (電話 03-△△△△-△△△△)														
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日	令和 □年 □月 □日										廃止年月日	令和 ○○年 3月 31日			
	止期間	廃止又は休止する場合、その理由を詳しく記載する。 (例: 給油所閉鎖のため等)														
事業の廃止又は休止の理由																
上記の事務所又は事業所の営業区域	東京都															
その他参考となるべき事項																
異動年月日		令和 □年 □月 □日														

事業の開廃等の届出書

異動(住所変更)の場合

第十六号の三十五様式(提出用)

受付印 令和〇〇年 4月 〇〇日	※処理事項 事業者コード 事務所コード 処理区分 予備 整理番号	異動年月日 該当区分に「〇」をつけてください。													
		新宿 都税事務所長 殿 支 庁 長	区 分 元・特・販・製												
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ													
	氏名又は名称	A石油株式会社													
	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇													
	法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 〇〇〇〇													
	フリガナ	トウキョウト シンジュクク ヒガシシンジュク													
	住所又は所在地	東京都新宿区東新宿△丁目△番△号 (電話 03-〇〇〇〇-〇〇△△)													
下記のとおりに地方税法 第144条の34第1項 第144条の34第3項		この届出書は、事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動(変更)の届出をする場合に使用する。届出事項の変更については遅滞なく、必要事項を記載のうえ、1部提出する。													
事務所又は事業所	フリガナ	エーセキユ カブシキガイシャ													
	名称	A石油株式会社													
	所在地	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都新宿区東新宿△丁目△番△号 (電話 03-〇〇〇〇-〇〇△△)													
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開 始 年 月 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	廃 止 年 月 日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日													
	休 止 期 間 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで														
	事業の廃止又は休止の理由														
上記の事務所又は事業所の営業区域 東京都		届出事項に変更が生じた場合は、その異動事由(例：住所変更、代表者変更等)と異動前の内容を「その他参考となるべき事項」欄に記載するとともに、異動年月日も当該欄に記載する。													
その他参考となるべき事項 本店住所変更 新：東京都新宿区東新宿△丁目△番△号 旧：東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号		異 動 年 月 日 令和 〇〇 年 4 月 1 日													

<p>新宿 <u>都税事務所長</u> <u>支庁長</u> 宛</p>		<p>令和〇〇年 3月 15日</p>
<p>東京都内に所在する「事務所又は事業所」を新設、廃止又は休止する場合や登録事項に変更が生じた場合に、「事業の開廃等の届出書」や添付書類と一緒に提出してく</p>		<p>登録番号 131111</p> <p>住所 東京都新宿区西新宿〇-〇-〇</p> <p>氏名（名称） A石油株式会社</p> <p>代表取締役 〇〇 〇〇</p>
<p>届出の対象となる事務所又は事業所を記載する。 法人の代表者変更・商号変更等、全体に係る変更の場合は、本店の情報を記載すること。</p>		<p>軽油引取税特別徴収義務者登録等申請（申告）書</p>
事は	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都港区芝〇-〇-〇 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
務事	名称	A石油株式会社 三田給油所
所業	代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇
又所	氏名	
事業	開始年月日	令和〇〇年 4月 1日
廃止	年月日	年月日
特別徴収義務者	年月日	休業期間 自 年月日 至 年月日
登録事項変更	年月日	取扱石油製品の種類 ガソリン、軽油、灯油
事務所又は事業所の構造その他設備の概要	<p>ガソリン ハイオク 10k1×1基</p> <p>レギュラー 30k1×1基</p> <p>軽油 20k1×1基</p> <p>灯油 20k1×1基</p>	
軽油の引渡しを受けるべき元売業者	本店の所在地	千代田区丸の内〇-〇-〇
	名称	C石油株式会社
変更の内容	新	
	旧	
<p>概要</p> <p style="border: 2px solid black; padding: 5px;">特別徴収義務者の登録事項の変更を届け出る場合に、変更前の内容と変更後の内容をそれぞれ「新」「旧」欄に記載する。</p>		

- 備考 1 この様式は、条例第103条の10第1項、第2項若しくは第5項の申請又は同条第6項若しくは第7項の申告に用いること。
- 2 事務所又は事業所が2以上あるときは、別表に記載すること。
- 3 軽油納入年月日の欄には、都内に最初に軽油を納入する（した）年月日を記載すること。

第3章 Q&A

(問1)閉鎖したSSに残った軽油について、申告は必要ですか？

閉鎖時の実在庫及び在庫差量について申告が必要になります。以下の2点をご確認ください。

○ 閉鎖時の実在庫(残油)の処理について

残った軽油の処理の仕方によって、申告・報告の方法が異なります。以下の各項目をご確認の上、該当の項目に則った申告・報告をしてください。

他者が引き取った場合

SSに残った軽油を元売業者等が引き取った行為は、「特約業者からの引取りで軽油の現実の納入を伴うもの」に該当し、課税の対象となるので、引き渡した数量を申告納入しなければなりません。

▶▶▶根拠規定…法第144条の2第1項

自社で廃油処理を行った場合

残った軽油について元売業者等に引き渡しせず、自社で廃油処理を行った場合は、別途当該残量について申告納付をする必要があります。

▶▶▶根拠規定…法第144条の3第1項第1号、第2号

社内転送の場合

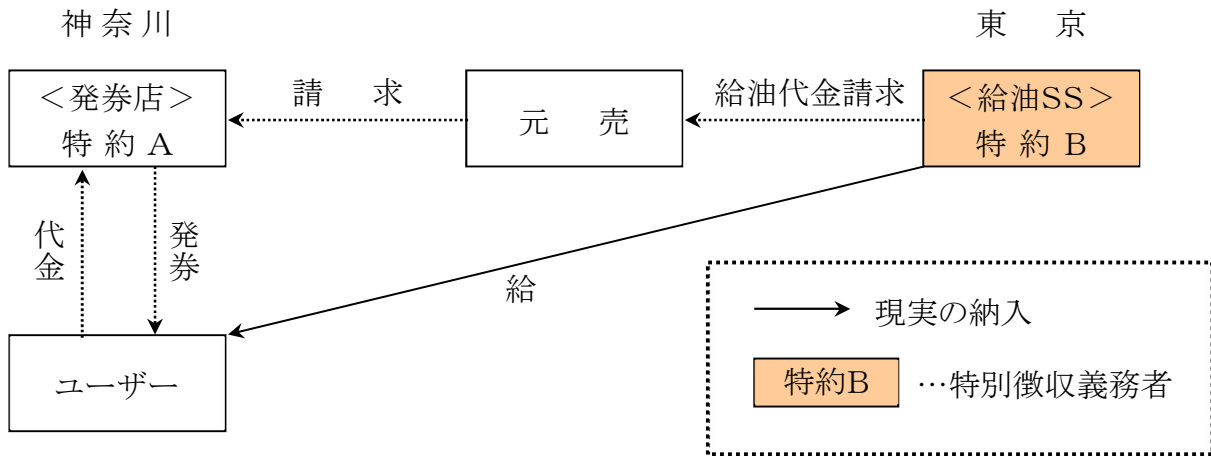
社内転送した軽油は申告不要です。移した先のSSの在庫として管理し、販売先等に引き渡したときや自己消費したとき等に申告してください。社内転送できなかった在庫分(残油)は納付申告が必要です。

○ SS閉鎖時の在庫差量について

SSを閉鎖した場合、在庫差量の申告・報告も必要になります。実在庫数量が帳簿在庫数量を下回る場合に、それが100リットル以内であれば許容範囲として申告納付の必要はありませんが、100リットルを超える場合は自己消費があったものとみなし、SSを閉鎖した日の翌月末日までに、当該数量の全量につき申告納付していただいております。また、申告納付の有無に関わらず、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」の提出が必要になります(記入例は [P39](#)を参照)。

(問2) 給油カード等で給油した場合、誰が特別徴収し、報告はどのようにするのですか？

<例>



給油店である特約業者Bが特別徴収義務者となり、東京都へ申告納入することになります。

また、「受払い等の数量」及び「現実の受払い等の数量」を特約業者Bが報告することになります。

この場合、「引渡数量」(第16号の41様式別表5、6)の記載にあたっては、「引取りを行った者の氏名又は名称」欄及び「納入を受けた者の氏名又は名称」欄には、自動車の所有者を記載してください。

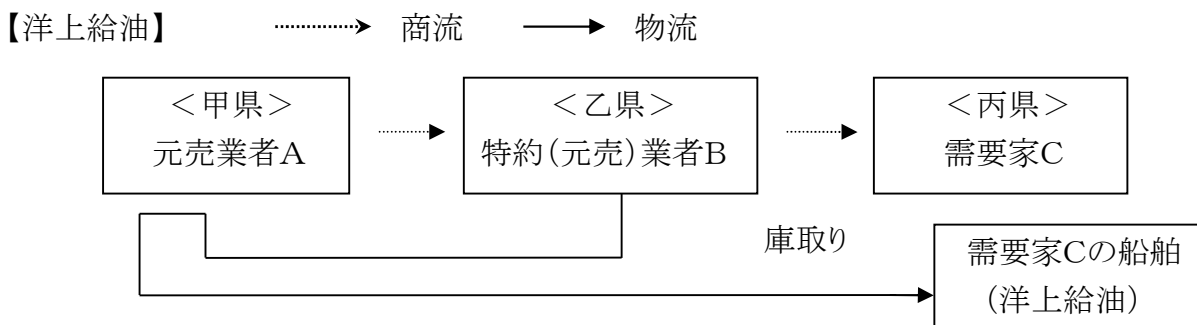
なお、発券店である特約業者Aは、当該代行給油に係る「受払い等の数量」の報告の必要はありません。

(問3) 特約業者がバージ船等により船舶へ洋上給油を行った場合及び接岸させて給油を行った場合のそれぞれの納入地(申告先)はどこですか？

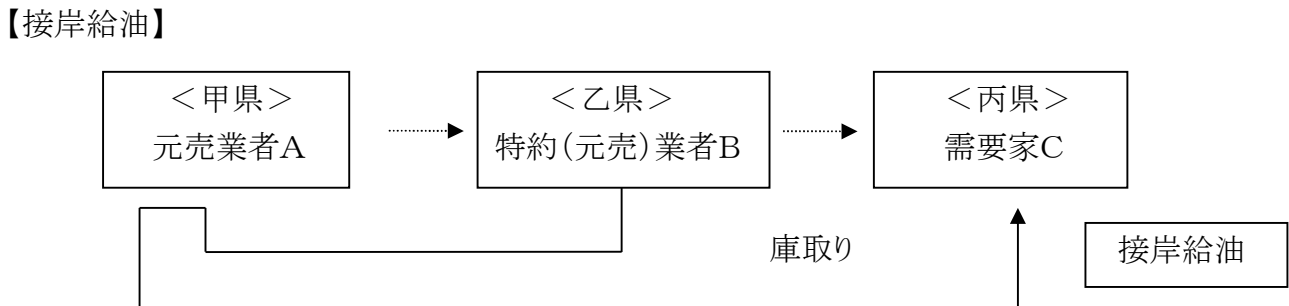
洋上給油を行った場合は、当該軽油の納入に係る特約業者又は元売業者の事業所所在地が当該軽油の納入地となります。

一方、船舶を接岸させて給油を行う場合の当該軽油の納入地については、納入が行われた場所が当該軽油の納入地となります。船舶を接岸させて給油を行ってれば、たとえ海上から給油が行われたとしても、接岸給油となります。

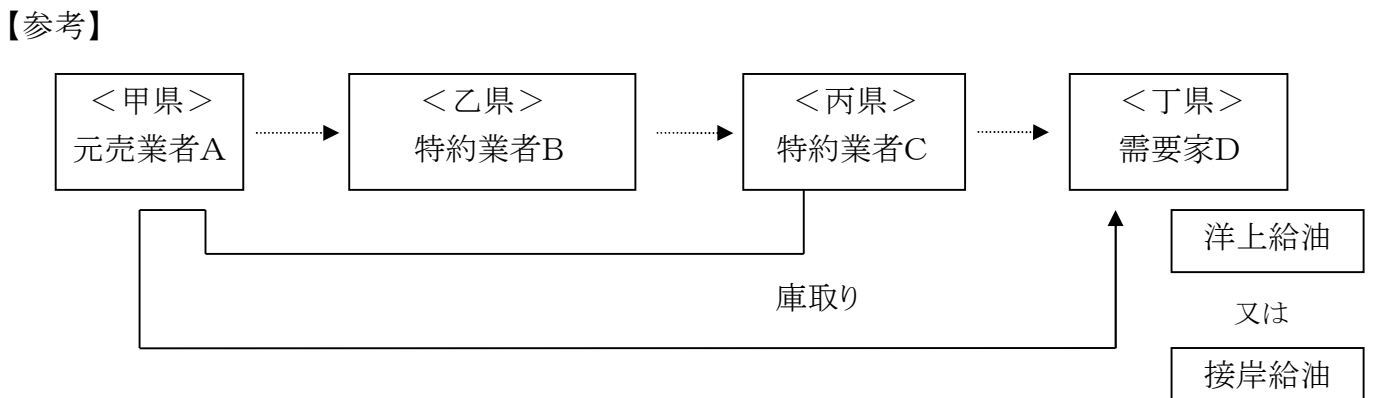
<例>



この場合、納入地は洋上給油を行った特約(元売)業者Bが所在する乙県となります。



この場合、納入地は接岸させて給油を行った丙県となります。



この場合、納入地は上記の例とは異なり、特約業者Cが所在する丙県となります。(P2~6参照)

(問4) 軽油を輸出した場合、課税免除は受けられますか？

軽油の引取りで「本邦からの輸出として行われたもの」は、都道府県知事の承認を得て軽油引取税が免除されます。

輸出による課税免除を受ける場合は、軽油引取税納入申告書の「課税対象とならない数量」(ウ)欄に当該軽油の納入数量を記載して申告するほか、「軽油引取税課税免除承認申請書」にその事実を証する書類(下表を参照)を添付して、納入を行った月の翌月末日までに提出してください。

▶▶根拠規定…法第144条の14第4項、規則第8条の37第1号、条例施行規則第40条の10

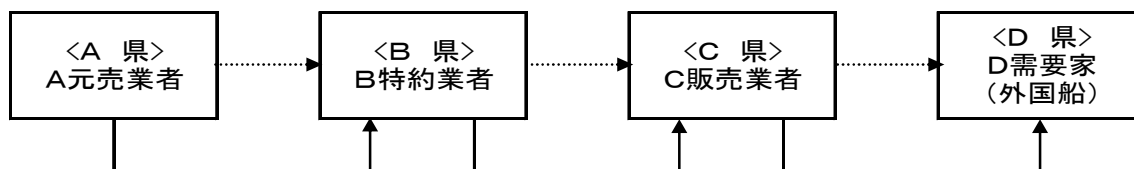
<その事実を証する書類>

輸出品の区分	提出書類
軽油そのものの場合 (現実の軽油が特約業者又は元売業者から直接外国向けに送り出された場合)	① 輸出申告書 ② 納品書又は請求書 ③ その他、輸出であることを証する書類
外国船舶(※)の船用品の場合 ※日本船籍船を外国人がよう船契約して使用している場合も含まれます。	① 内国貨物船用品(機用品)積込承認申請書 ② 納品書又は請求書 ③ その他、船用品として積み込んだことを証する書類
輸出される建造船等の船用品の場合	① 建造船等の輸出申告書 ② 内国貨物船用品積込目録 ③ 納品書又は請求書 ④ その他、建造船等の船用品として積み込んだことを証する書類

☆積戻しは、軽油引取税の申告・報告の対象とはなりません。

ただし、一度課税された軽油が納品された後に結局輸出された場合については、課税免除の対象とはなりません。

<課税免除とはならない例>



図において、B特約業者がC販売業者に販売、納品した時点で軽油引取税の納入義務が発生するため、C販売業者は外国船には既に軽油引取税を課された軽油を販売(輸出)することとなります。つまり、輸出前に既に軽油引取税が課されるため、B特約業者は輸出による課税免除は受けられません。

同様に、[P46【参考】](#)の場合も課税免除は受けられませんので、ご注意ください。

(問5) 販売先が破産して売掛金が回収できなくなりましたが、どうしたらよいですか？

特別徴収義務者が、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認められる場合は、特別徴収義務者の申請により、その徴収不能額等が還付(又は納入義務免除)されます。

申請ができる場合と申請手続は、下表のとおりです。

▶▶根拠規定…法第144条の30

申請できる場合	1 特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く)を行った者に以下の事情があり、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を徴収することが不可能となった場合 (1) 破産、民事再生、会社更生、強制執行若しくは整理の手続に入った場合又は解散若しくは事業閉鎖を行うに至った場合(あるいはこれらに準ずる状態に陥った場合) (2) 死亡、失踪、行方不明の場合又は刑の執行を受けた場合(その他これらに準ずる事情がある場合) (3) 天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害(火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭った場合	
	2 特別徴収義務者が天災(震災、風水害、落雷等)その他避けることのできない被害(火災、爆発物等による破壊、盗難等)に遭い、そのことにより軽油引取税を亡失した場合	
申請手続	提出書類	(1) 軽油引取税還付・納入義務免除申請書 (2) 申請理由(還付又は納入義務の免除を受けようとする理由)の事実があったことを証する書類
	申請先	申請に係る軽油の納入申告書を提出した都税事務所長等
	申請期間	徴収不能額等が生じた日から5年間 ※ 「徴収不能額等が生じた日」とは、軽油の代金及び軽油引取税が貸倒れとなった場合においては、最終的に配当処理が終了して売掛金のうちの未収額が確定した日を指します。

☆ 販売先が破産した場合の申請の際に必要な添付書類については、別表「販売先破産時必要書類」(P49)をご覧ください。

☆ 流通経路によっては還付されない場合があります。

☆ 販売先が破産した場合以外の申請の際に必要な書類については、管轄の都税事務所等にお問い合わせください。

販売先破産時必要書類	
1	取引の経過を記載した書類
2	売掛金の明細
3	決算書(貸借対照表、損益計算書)
4	貸倒引当金の取崩明細など
5	債権放棄通知書
6	破産宣告通知書
7	破産債権届書
8	破産廃止決定書(証明書)
9	配当通知書(清算終了報告書)
10	債務者の資産明細書
11	免責の決定書
12	財産目録

※債権が手形取引であった場合は不渡手形をご提出ください。

※債務者の支払不能理由書・確認書を作成している場合はご提出ください。

※事案によって、上記書類の他にもご提出いただく場合がございます。

※必要書類などに不明な点がございましたら、管轄の都税事務所等にお問い合わせください。

(問6) SSを新設または閉鎖した場合、どのような手続きが必要になりますか？

SSを新設する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、新設しようとする日の5日前までに提出してください。

また、新設するSSが都内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録等申請(申告)書」に必要事項を記載し、新設の日の5日前までに提出してください。

後日、当該SSに対して、軽油引取税を徴収すべき義務を有することを証する「軽油引取税特別徴収義務者証」を交付しますので、店頭等の見やすい箇所に掲示してください。また、受領した際は、「特別徴収義務者登録証票受領書」を提出してください。

SSを閉鎖する場合

「事業の開廃等の届出書」に必要事項を記載し、閉鎖しようとする日の5日前までに提出してください。

閉鎖するSSが都内に所在する場合は、「事業の開廃等の届出書」のほかに、特別徴収義務者として、「軽油引取税特別徴収義務者登録等申請(申告)書」に必要事項を記載し、閉鎖の日の5日前までに提出してください。

また、閉鎖した日から10日以内に「軽油引取税特別徴収義務者証」を返納し、あわせて「特別徴収義務者登録証票返納書」を提出してください。

※ 閉鎖したSSに残った軽油については、申告が必要になります。また、在庫差量の申告・報告も必要です。(P44を参照してください。)

(問7) 申告書を郵送した場合、申告日の取扱いはどうなりますか？

郵便または信書便により提出された場合は、通信日付印の日付が申告日となります。その他の方法で提出した場合は、都税事務所等に到着した日が申告日となりますので、ご注意ください。

▶▶根拠規定…法第20条の5の3

(問8) 期限後に申告納入等を行った場合は、どのような取扱いとなるのですか？

申告納入(納付)すべき軽油引取税について、申告をしなかったり、法定の期限後に申告納入(納付)を行ったり、又は過少に申告をしていた場合は、別途加算金及び延滞金が課されます。

加算金

<p>過少申告 加算金</p>	<p>期限までに申告した税額が、実際の税額より少ないために、更正を受けたとき (法第144条の47第1項)</p>	<p>不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分についてはさらに×5%を加重加算)</p>
<p>不申告 加算金</p>	<p>期限内に申告しなかった場合 (法第144条の47第2項～第6項)</p>	<p>(1)納入又は納付すべき税額が300万円以下の場合 税額×15% (納入又は納付すべき税額が50万円を超える場合は、50万円を超える部分についてはさらに×5%を加重加算) (2)納入又は納付すべき税額が300万円を超える場合 50万円以下の部分 税額×15% 50万円を超え300万円以下の部分 税額×20% 300万円を超える部分 税額×30% ※ ただし、課税庁の調査による決定があることを予知して申告したものではない場合は税額×5%</p>
<p>重加算金</p>	<p>二重帳簿を作るなど不正な方法で故意に税を免れようとした場合 (法第144条の48)</p>	<p>期限内に申告をしている場合 不足税額×35% 申告をしなかった場合又は期限後に申告をした場合 税額×40%</p>

(注1) 税額の全額が2,000円未満の場合は、加算金は課されません(法第20条の4の2第2項)。

また、計算された加算金の全額が1,000円未満の場合は、計算上全部切り捨てとなり、加算金は課されません(法第20条の4の2第5項)。

(注2) 法定納期限から1月以内に申告書が提出され、かつ、税額が法定納期限内に納入又は納付されている等、期限内に申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合は、不申告加算金が課されません(法第144条の47第8項、施行令第43条の18)。

(注3) 不申告加算金・重加算金を課される場合において、以下のいずれかの規定に該当する場合は、50万円を超える部分についての加重とは別に、申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に10%乗じた額が加算されます(法第144条の47第5項)。

(ア) 過去5年以内に予知の不申告加算金又は重加算金を徴収されたことのある場合

(イ) 前年及び前々年に予知の加算金又は不申告加算金に代えて課される重加算金を徴収されたことがあり、又は決定すべきと認められる場合

【過少申告加算金の計算事例】

例1 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が30万円の場合

$$30\text{万円} \times 10\% = \underline{30,000\text{円}}$$

※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」です。不足税額30万円は「50万円」以下なので、「超える部分に相当する金額」はありません。

よって、加算対象となる加算金額はなく、「不足税額×10%」が過少申告加算金額となります。

例2 期限内に申告した税額が40万円、更正があった不足税額が70万円の場合

$$70\text{万円} \times 10\% + (70\text{万円} - 50\text{万円}) \times 5\% = \underline{80,000\text{円}}$$

※ 「期限内に申告した税額」40万円と「50万円」を比較すると、「いずれか多い金額」は「50万円」となります。不足税額70万円と50万円を比べると、(70万円－50万円)＝20万円となり、「超える部分に相当する金額」は20万円です。

よって、対象不足税額の70万円×10%に、「超える部分に相当する金額」の20万円×5%を加算した金額が過少申告加算金額となります。

【不申告加算金の計算事例】

例1 期限後申告額又は決定額が40万円の場合

$$40\text{万円} \times 15\% = \underline{60,000\text{円}}$$

※ 期限後申告額又は決定額は50万円以下なので、「税額×15%」が不申告加算金額となります。

例2 期限後申告額又は決定額が70万円の場合

$$70\text{万円} \times 15\% + (70\text{万円} - 50\text{万円}) \times 5\% = \underline{115,000\text{円}}$$

※ 期限後申告額又は決定額70万円は、50万円を超えるため、70万円に15%を乗じて算出した額に、「50万円を超える部分に相当する金額」である20万円に5%を乗じて算出した額を加算した金額が不申告加算金額となります。

延滞金

軽油引取税を法定納期限後に納入又は納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります(法第144条の45、46)。

延滞金の率について

		平成12年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日 以降
年 率	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	特例基準割合^{※1}	延滞金特例基準割合^{※2} +1%
	納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間	年 14.6%	延滞金特例基準割合^{※3} +7.3%

* 延滞金特例基準割合・特例基準割合とは

平成12年1月1日以降の延滞金又は還付加算金の額の算出に用いており、各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率(従来のいわゆる公定歩合)に年4%の割合を加えたものを「特例基準割合」といいます。

平成26年1月1日から令和2年12月31日までは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合を、「特例基準割合」といいます。

令和3年1月1日からは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合を、「延滞金特例基準割合」といいます。

※1 「特例基準割合」が7.3%を超える場合は、7.3%になります。

※2 「延滞金特例基準割合+1%」が7.3%を超える場合は、7.3%になります。

※3 「延滞金特例基準割合+7.3%」が14.6%を超える場合は14.6%になります。

各年の特例基準割合については、東京都主税局のHP(下記アドレス)をご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html

なお、令和2年12月31日までは、「延滞金特例基準割合」を「特例基準割合」に読み替えます。

(注) 税額の全額が2,000円未満の場合は、延滞金は課されません(法第20条の4の2第2項)。

また、計算された延滞金の全額が1,000円未満の場合は、計算上全部切り捨てとなり、延滞金は課されません(法第20条の4の2第5項)。

(問11) 不正軽油を取り扱った場合等の罰則には、どのようなものがあるのですか？

供給者罰則(法第144条の33第2項、第6項)

	罰 則	
① 不正軽油の原材料として用いられることを知りながら、灯油やA重油を提供した場合	拘 禁 罰 金 法人重科	7年以下
② 不正軽油の製造に用いられることを知りながら、硫酸等の薬品を提供した場合		700万円以下
③ 不正軽油の製造に用いられることを知りながら、土地や施設、機械等を提供した場合		2億円以下

不正軽油等譲受罪(法第144条の33第3項、第6項)

	罰 則	
不正軽油と知って運搬・保管、購入・あっ旋したら	拘 禁 罰 金 法人重科	3年以下 300万円以下 1億円以下

脱税・製造・検査拒否に関する罰則(法第144条の12、同33第1項、第6項、同39、同41)

	罰 則	
軽油引取税を脱税したら	拘 禁 罰 金	10年以下 1,000万円以下 (脱税額が1,000万円を超える場合は脱税額相当)
知事の承認を得ないで軽油を製造したら	拘 禁 罰 金 法人重科	10年以下 1,000万円以下 3億円以下
帳簿書類等の調査や石油製品の見本品採取、質問などを拒否したら	拘 禁 罰 金	1年以下 50万円以下

☆ 特別徴収義務者が、上記の行為を行った場合は、罰則の対象となるほか元売業者、特約業者の指定取消の対象にもなります(施行令第43条の8、施行令第43条の11)。


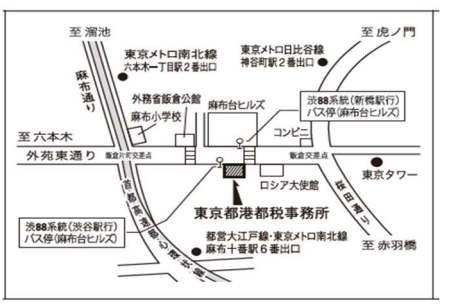

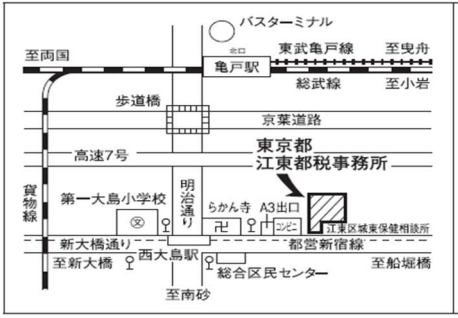
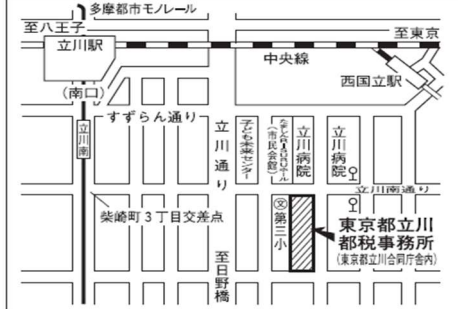
都税事務所等からのお願い

① 都税事務所等では、定期的に特別徴収義務者の皆様のところにお伺いし、申告書及び報告書の記載方法の説明や、各帳簿書類等の確認調査を実施しております。

また、混和軽油等を発見するため、軽油の抜き取り検査と購入先の確認を随時行っていますので、ご協力をお願いいたします。

② バイオディーゼル燃料(パーム油、菜種油、廃食油などの生物由来の油脂を化学処理し作られるディーゼルエンジン用燃料)の製造・販売等を行うことになりましたら、軽油引取税の課税対象となったり、所定の手続が必要となる場合がありますので、必ず事前に都税事務所等にご相談ください。

軽油引取税の業務を行う都税事務所等のご案内

申告、申請等をされる特別徴収義務者の主たる事務所又は事業所所在地	事務所名・所在地・電話番号	地図
<p>千代田区、中央区、文京区、台東区、荒川区</p> <p>※都外に本店を有する特別徴収義務者</p>	<p>中央都税事務所 事業税課 軽油引取税班</p> <p>〒104-8558 中央区新富2-6-1 03-3553-4283(直通)</p>	
<p>港区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区</p>	<p>港都税事務所 事業税課 軽油引取税班</p> <p>〒106-8560 港区麻布台3-5-6 03-5549-3819(直通)</p>	
<p>新宿区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区</p>	<p>新宿都税事務所 事業税課 軽油引取税班</p> <p>〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8 03-3369-7155(直通)</p>	
<p>墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区</p>	<p>江東都税事務所 総務課 軽油引取税班</p> <p>〒136-8533 江東区大島3-1-3 03-3637-7125(直通)</p>	
<p>多摩の市町村全域</p>	<p>立川都税事務所 事業税課 軽油引取税班</p> <p>〒190-0022 立川市錦町4-6-3 042-523-3175(直通)</p>	

申告、申請等をされる特別徴収義務者の主たる事務所又は事業所所在地	支庁名・所在地	電話番号
大島町、利島村、新島村、神津島村	大島支庁 総務課 税務担当 〒100-0101 大島町元町字オンダシ 222-1	04992-2-4423(直通)
三宅村、御蔵島村	三宅支庁 総務課 行政担当 〒100-1102 三宅村伊豆642	04994-8-5013(直通)
八丈町、青ヶ島村	八丈支庁 総務課 税務担当 〒100-1492 八丈町大賀郷2466-2	04996-2-4511(直通)
小笠原村	小笠原支庁 総務課 行政担当 〒100-2101 小笠原村父島字西町	04998-2-3230(直通)

軽油引取税特別徴収義務者の皆様へ

平成15年4月	発行
平成19年4月	改訂版発行
平成21年4月	改訂第2版発行
平成22年4月	改訂第3版発行
平成23年9月	改訂第4版発行
平成24年4月	改訂第5版発行
平成25年4月	改訂第6版発行
平成26年4月	改訂第7版発行
平成27年4月	改訂第8版発行
平成27年9月	改訂第9版発行
平成28年4月	改訂第10版発行
平成29年4月	改訂第11版発行
平成30年4月	改訂第12版発行
平成31年4月	改訂第13版発行
令和元年6月	改訂第14版発行
令和 2年4月	改訂第15版発行
令和 3年1月	改訂第16版発行
令和 3年4月	改訂第17版発行
令和 4年4月	改訂第18版発行
令和 5年4月	改正第19版発行
令和 5年5月	改正第20版発行
令和 6年4月	改正第21版発行
令和 7年4月	改正第22版発行
令和 8年4月	改正第23版発行

編集・発行 東京都主税局課税部課税指導課
軽油引取税班
東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話 03-5388-3049(直通)